

老人の住宅問題

池川清

第一章 家族の解体

I—I はしがき

核家族化が必然的な傾向として助長されつつある現在において、老人の住むべき場をどこに求めるかは重大な問題である。

家族と同居できる老人は幸せであるが、家族との連帯が破られたときとか、その連帯が困難になったときはどうなるか。それまでは、その家庭において保護されていたはずの老人達が、住む場を求めなければならないことになる。

そして、その老人のために、老人ホームや特別養護老人ホームの増設の緊急性が主張されてきた。

ここで反省しなければならないことは、老人は、その人の住みなれた家族のもとにおいて生存しつづけることが正しい保護である、ということの確認を主張することにある。

そのためには、家庭生活の持続に障害となるすべての悪条件を排除することが良策である。たとえば、公営住宅の減少のために、老人達が、若い世帯からはみだし、他に住を求めなければならないようになることは、住宅政策の貧困が、老人に不幸な結果をもたらすものであることを認識しなければならない。

老人が、その家庭生活を持続させるために必要な条件としては、

- A. 収入の保障（年金、企業年金等）
 - B. 住宅の保障
- が必要である。とりわけ、若い世帯に、要保護老人を扶養する責任を逃がれようとするものがありとすれば、そのこと自体が直ちに、老人を収容保護しなけ

ればならないことを意味する。

われわれが、老人問題を家庭福祉問題として、とらえなければならない理由はここにある。

I-2 家庭的状態の保持の必要性

家庭生活持続のための最大の努力がなされてのちに、老人を収容保護する段階に立ち至るのである。

それは、児童の保護が、家庭生活を基礎にするのと全く同じであるといえよう。

老人を施設に収容するとしても、その環境は、一般地域社会におけるが如き状態に保つことが必須条件である。それは、児童が施設に収容保護された場合に、児童が地域の小学校に通学して、一般の児童と交際を深め、それらの児童の家庭生活に接することが必要であるのと同じである。孤立した存在というのは、人間生活にはあり得ない。

老人が在宅のまま生活しつづけることは、老人が社会に溶け込んでいることであり、それが人間生活の最良の姿であり、生活そのものである。

しかし、かかる在宅老人については、その反面において、同居する他の年代の人々のことも考えるべき問題がある。つまり、同居する人々のパーソナリティの発展に関して、老人の冷静さ、平衡感、思慮の深さ、洞察力、判断力は軽視すべきでない。これらの老人のもつパーソナリティは、若い年代の人々にとつてもその人格の向上充実に役立つものである。

コミュニティが老人を受入れることは、いずれ、すべての人々が老年期を迎える時の術(すべ)を知ることになる。老人のいない社会共同体は、老年期を迎える準備を暗示するものが何ら存在しない不毛の砂漠の如きものである。

老人の在宅を可能ならしめることは、老人に満足を与える以外に、経済的にも大きい節約を意味する。老人ホームを建設することは、土地の入手において多額の費用を要する。とりわけ大都市の中心部に老人ホームの用地を求めなければ、その地域に住み馴れた老人を満足させるものではないから、当然老人ホー

ームは各所に設立させるべきである。かかる土地の入手は先ず困難であり、しかも建設費には一人当たり500万円を必要とする。

かかる公費の支出を敢えてして、なおかつ老人本人を満足させない院内保護（老人ホーム収容）は、その必要のある特殊な老人のみに限定すべきであることは明らかである。

ホームヘルパー、給食サービス、共同レストラン、友愛訪問等の可動的サービス組織の網をはりめぐらすことにより、現在、活用されていない中年婦人の非生産的能力を社会的生産力にかえ、その必然的帰結として、これら女性の社会に対する、また、社会の女性に対する価値態度に変化をきたすであろう。

また、老人自身にも、精神的、社会的に元気づけられる幾多の活動の機会が与えられることは明かである。

今日、老人福祉は今日的問題に終結し、将来政策に対する配慮が欠けている。一体、どれだけの財源があれば老人は幸福になるのか。この不安は誰も言い出すものがない。いるだけ金はあるのだ。医療も無料であるにこしたことはないが、その余波はどう響いてくるのか。限られた財政を老人層だけで消費してしまうことは許されるのであろうか。われわれが老人対策を考える際には、個々の老人に対する援助と平行して、全般の老人に対しても福祉をのばすべきである。今日の日本は、養護老人ホームの老人が主たる目標であり、個々の老人を保護し援助する在宅政策は極めて不十分であると判断して誤っているであろうか。

I - 3 家庭福祉の原則

(1) 在宅老人サービス (Prestation de services)

これを定義すれば、「ノーマルな、よい年寄りになることを保証し得る各種の社会事業サービスである」と言える。

これから社会事業は、医療、社会医療、パラ・メディカルから成り立っている。すなわち、(1)、ホームヘルパー (2)、家庭給食サービス、(3)、診察 (4)、(外国では) 足の豆の治療 (5)、マッサージ (6)、コンサルタント・サービス (7)、法律相談 (8)、休暇の利用 (9)、老人クラブ等がある。

これらのサービスが個々別々に活動するのではなく、有機的、可動的に作用し、それぞれのサービスを、量と質において増加させ、老人の健康保持、昼間病院（デイ・ホスピタル）の設立、老人福祉センターの増設をはかって老人の孤独追放にとりくむべきである。

社会活動は、対象老人人口の増大と共に進歩発展すべきであり、一定の枠に止まることは不可能である。

（2）ホーム・ヘルプについて

ホーム・ヘルプ・サービスを受ける客体（老人）が、順当に良好な状態で老いてゆくことができるための典型的なサービスである。

ホームヘルパーは、大都市においては地域社会にある社会福祉センター（老人福祉センター）から発足しなければならない。

この制度が成功するか否かは、ヘルパーの養成において、質・良心・安定性の三つにかかっている。老人ケースにおいては、短期のケースはなく、永久的な配置を原則とする。ただし、ヘルパーは全日制でもパートでもかまわない。

私達は、今まで、ヘルパーの教育と訓練とを力説してきたが、実は老人（受ける側）の教育も大切な要件である。さもなければ、このホームヘルパーの制度は家庭福祉ではなく、単なる老人の家政援助の意味に下落してしまう。

どこの国をみても、老人を病院に入院させて公金を支払うことは財政的に大きな問題であり、これと比較して自宅で老人を援助することは遙かに経費が安く、しかも老人自身が望むところであるという結論に達している。

そのために各国ともホームヘルパー制度を充実して、老人の入院をすくなくすることを政策としてとりあげている。

（3）つぎに採用されるべき政策は老人クラブの整備である。ヨーロッパ（フランス）で老人クラブ（Clubs pour personnes âgées）と言えば、日本の老人福祉センターに相当するもので、在宅老人対策として特に強調されている。

パリ市第12区の60才以上の老人 150名を調査した結果によると、

配偶者のあるもの $\frac{3}{4}$

配偶者のないもの $\frac{1}{2}$ (ひとりぐらし)

他人と同居しているものは少ない。

また、老人センターに関心のある老人はどんな人かを調べてみると、定年退職前、他の社会活動に参加していたものは、退職後も老人クラブ（センター）に关心と興味をもって参加しているものが多い。例えば、政治、宗教、労働運動などの社会活動の分野で、若い頃に集団的行動を体験していた人々である。これらの人々は、老人クラブに关心を示していない人々と比較すれば、一般的に言って教育程度が高い。

日本においても、今日の老人は、労働組合活動の体験も十分でない時代の人々であるが、あと20年もすれば、わが国でも老人クラブの様相は一変するであろうことは明らかである。

（4）今後の方針として提案すべきことは次の項目である。

- ① 老人クラブ活動を発展させること。
- ② 老人クラブの社会的価値をPRすること。

そのためには、もっと現代的テクニックを利用する。

- ③ 定年退職前の中高年者のために一般的向老教育、文化活動を発展させること。そのためには、oyer-restaurant（食事をしながら教育活動をするホームレストラン）を利用すること。
- ④ そのためには用語を改めることがよい。すなわちoyer-restaurantよりもクラブの方が人の心を引きつける用語であるからClub-restaurantとすること。
- ⑤ この老人用のレストランは、老人の収入の大小に拘らずだれでも利用できるようにすべきである。
- ⑥ Club-restaurantのない地区においては、ticket-restaurantの制度を試してみること。これは、一般的のレストランで老人用の割安食券によって食事を共に楽しむ制度である。

老人福祉行政をすすめていく上で、老人を個人として経済的、物質的に救済する方策を主とすべきか、または、老人を集団としてとらえ、集団的サービスの分野を拡大し強化すべきかは、いずれの国においても議論のわかれるところ

である。この二者択一について、原則的に二つの方策が同格的に水準を高めるべきであるとするのがフランスの専門家達の結論である。

(5) つぎに、行政政策としては、老人関係のサービスに従事している職員の質的向上と養成が何よりも急務である。

(6) 最後に、中高年者の生活、老人の生活実態について、また、職員の現況についての調査研究がなされなければならないことは各国とも同じである。とりわけ、老人関係の職員の質的向上を必要とすると言われながら、その実態調査については世界各国とも殆んど何ら情報がないということは留意すべきである。

例えば、老人の孤独に関するサービスを、有給職員によってなされるべきか、ボランティヤーの友愛訪問によってなされるほうがよいのではないかという問題についても、殆ど研究調査がなされていない。現在、老人ホームヘルパーの仕事のうちには、当然他の人々、機関にゆずるべき仕事までなされている。老人のなかには、健康で経験あり、修養をつんできた深い思慮のある人格者、富める者、かつて社会に職業として貢献していた各種の職業経験者がいる。これらの人々は高年になった現在においてもなお社会に寄与できる。これこそ老人の社会的価値そのものであるが、そのタレント性は全く評価されずに見捨てられている。

I-4 住宅はストックできない

現代社会機構は、社会階級問題から年令階層問題に変質している。すなわち、多数決の社会では多数階層が常に尊重されるから、今日では、すべての社会機構は青年を中心に転回している。少数派の老人層は置去りになっている。

住宅は、ストックして貯蔵しておくわけにはいかない。これが、他の公共投資と性格がちがう点である。

住宅は、いつの時代でも常に不足している。とりわけ、現在の如く急激に老人が増加し、核家族化し、世帯分離の時代になると、住宅の需要は増大するが、土地の不足、または値上り等のため、公共住宅建設は後手後手となる。そのこ

とも老人住宅不足の原因のひとつである。

老人以外の市民に比べて、特に老人に住宅事情が劣悪であるということを示す学問的証明はまだ発表されていない。老人に限らず一般市民でも、古い家に住んでいるものは水洗便所、風呂がなかったり、壁がはげているとかいうことはよくありがちなことである。

住宅事情の良否は、その人をとりまく諸条件によって、さまざまな項目が設定されるから、これを点数で基準化してみても、それは正しい判断ではない。老人住宅は劣悪であるという推論や、一般市民の平均以下であるという推測などは、物理的条件だけをとりあげて点数をつける場合には、正しいことかもしれないが、社会心理的には必ずしも同じ点数がつけられない。

例えは、浴室がないことは不便であると考える若い夫婦がいるが、公衆浴場で世間話を聞いたり、知人に会えることを楽しみにしている老人もいる。炊事場のない文化住宅において、共同でガス炊事場を利用し、炊事場の共同利用によってうける便宜、助け合いは大きいと考えている一人ぐらしの老人もいる。夫婦そろっている世帯と単身老人とでは共同設備利用に対する評価は異なっている。

また、自室に風呂を一度も持ったことのない老人にとって、風呂のないこととは、他人が想像するほど大きな不便とは考えられていない。

ただ、老人は便所の利用回数が多いことから、便所が戸外にあることは大きな不便である。さらに老人にとって、3階4階の階段をのぼることの困難が、悪条件として訴えられている。青年の肉体的対応と老人とは全くちがうからである。

畳が一帖しかない住いにいることは劣悪な条件にちがいないが、老人には過度に広い住いにいることも、維持、管理に大きな家事的負担がかかってくるので、その老人の健康条件によっては、過大な生活空間はむしろ堪えられない悪条件と感じるであろう。

家族は、その成長の色々の段階において、常に異なるニードをもつもので、結婚した当座とか、子が生まれた時とか、一人が二人になり、小学生が高校生

になってきたとか、家族の員数、年令、などに適合させた条件というものがある。しかし、その大きかった家も、やがて、子供が結婚して別居すると、年老いた両親が必要以上の生活空間に残されるという時がくる。

第2章 老人の住宅

2-1-1 老人の住いの意味

老人の住いについて考える際に、そこに、二つの命題がある。一つは老人個人の住居について、他はその住居の維持を可能にする社会保障と社会福祉的配慮についてである。

その前提条件として、福祉国家においては、老人がコミュニティ内の自分の住居に止まるか、他へ移るかを選択する権利があることが、まず、第一の前提条件である。

老人が家族内に止まりたいという希望、また家族の老人に対する態度、老人の家族に対する行動、しぐさによっても支配される。

わが国において、老人が地域社会内に止まりたいこと、そして若い世代も老人も同居することが親子の当然の行為であるとして承認されている。

近い将来において平均寿命が80才になったとき、三世代から四世代になることが予想される。この四世代とは壮年者層の世帯に高年者層の二世代（祖父母と父母）が同居して、壮年者には子がついていることを意味している。

老人には居住地に対する愛着がある。しかもそれは、田舎と都会とを問わない。

それら老人の住いが、いかに劣悪な条件のもとにあるあっても、そこはやはり『住めば都』である。

一般的に言って、現在の老人の住居条件は、老人の住いに適當しているものとは限らない。老人が住みなれた土地に住みたい希望をもっていることは、老人の心理、社会関係の深い理解に身をおくのでなければ、すなわち老人になってみなければ第三者として外側から理解できるものではないと言うのが世界的結論である。

老人で健康なもの多くは、過去におけると同じように生活を続けるつもりで高令に達したと言える。意識すると否とに拘らず、彼らは、彼らの肉体的、精神的可能性に彼らの生活様式を順応させて今までやってきたのである。長年生きてきたと言う自然の継続性は、少年から中年へ、中年から高年へとつづき、その間生活への願望において、人は年令にかかわりなく根本的に同様であり、そこには何らちがいはない。

その生活の場、いわば居住地は、その人の環境の代表的要素の一つである。住居は年令と共に、その意義が変化するもので、乳児には住居は何ら意味をもたないが、年令が進むにつれて、住居は重要性を増すものである。そして、最後には移動することの不可能な人々（老人）が出現する。住居はその老人の永久にして、唯一の砦（とりで）、砦（わく）に成ってしまうのである。

小学生にとっての住居は、学校、遊び仲間との社交、勉学の仲間とのかかりあいでは重要である。それは、老人と比べるなら、まだ、可動的と言える。

しかし老人にとって住居とは、自分自身である。場所すべてが生活である。住居即ち自分である。そこでは、(1)疲れをいやす所、(2)社会生活にまつわる義務と交流 (3)くつろぎうる所 (4)窮屈から解放される所である。それは、老人の感情そのものを守ってくれるものである。

戸籍、職業、住居番地等は老人を個人として、人間として他から識別する身分証明の根本的要素の一つである。また、生れた場所は、その区・町・村の出身であることを生涯において証明する。住居は、職業や本籍以上に大切なものとして社会的承認を意味している。

思い出、苦楽の追憶、家具、絵画、仏壇などは住居に生命を与え、人格のノーマルな保全と密着している。ついで、隣人・住居をとりまく環境も同様である。

住居を単に物質的設備としてのみとらえることは、唯物的にすぎるもので、住居は、物や場ではなく、生命ある人間の心的保障を構成する要因としてとらえられなければならない。

ある住居に生活しつづけるということは、変化なしに過去におけると同様に現在も自己の生活をしつづけていることであり、とりもなおさずそこには心的

保障がある。

2-1-2 焦眉の急だが無計画

老人住宅を作ることは、焦眉の急であるといわれたのが、イギリスにおいて、1940年からである。同年出版された老人福祉(Age is Opportunity)の初版にのべられた言葉であるが、1968年版においても同じことがくり返されている。そして、この言葉は、今尚、真理の如くに各方面でくり返し呼ばれている。しかしながら不思議なことに、「焦眉の急」を証明すべく引用できる全国的資料、統計はイギリスにない。これは、日本においても同様である。老人福祉関係者は、みな必要性を力説しているし、また老人自身も住宅を求めているが得られないまま不幸を痛烈に感じている。あらゆる前歴をもった老人たち、例えば看護婦も船員も労働者もインテリとてもみな同じことである。

経済的に恵まれている老人で、大きすぎる家にひとり住んでいるものも、必要な世話を見出しえないので困っている。持てる老人も、持たざる老人も住宅に困っているが、統計的には立証する資料は見当らない。

ビバリッヂ学説によれば、全老人の5%はなんらかの特殊な保護を必要とするもので、その5%の老人はつきの3つのカテゴリーにわけて保護を受けるであろうと言われている。

1/3は病院に入院させて看護を必要とする病人、

1/3は親類などが世話をする必要がある老衰者、

1/3はナーシングホームなどの収容施設に収容して保護する必要のある老人であるとしている。しかし、この分析は住宅問題そのものとは別のことがらであって、老人住宅については被戦災国や都市と、戦災をうけない国や農村とでも異なるから、全国的な調査がなされていない現在においては基本の方針は立てられないのが実状である。

2-1-3 老人住宅と一般住宅

現在日本において老人のための住宅は、住宅行政の一部としてとりあげら

れているが、ほとんど任意にまかされていて、わずかに老人福祉法において特殊な配慮を要する老人の住居設備（老人ホーム）について規定しているにすぎない。

今後老人人口は増加し、老人世帯の増加が予想されるのであるから、福祉国家の社会計画においては当然、老人の住宅問題をねり直す必要がある。例えば、イギリスにみられるごとく、新築100のうち5は老人のために設計、設備したものを含むがごときは人口構成の変化からみて忘れられてならない点である。

わが国の老人対策は、いまだ充分な社会福祉的計画をもっていないが、将来において、老人のための福祉活動と共に、その地方の事情を考察し、その地方の老人の必要とする老人向住宅を、公共の住宅建設計画の決定の際に助言することも老人クラブ連合会などの任務の一つである。これらの助言的推進力は諸外国においては、社会福祉協議会や老人福祉委員会（イギリス）などがとりあげているが、わが国では、各機関が協議して老人住宅と一般住宅との割合を決定するのがよい。

この比率は、地方別に決めるべきで、大都市と小都市と農村とではまったく異なる事情にある。また、老人村や、老人専門のアパート団地などの建設は、一般の住宅問題が解決されてのちに順次とりあげるべき性質のもので、目下のところ、一般住宅と老人住宅とを別個にたてる計画をするのではなく、その割合を考慮して老若男女が同じ地域に住んでいる姿において、問題を解決する方法が適切である。

イギリス政府の報告によれば、A表にみるごとく、第1次大戦当時は老人用住宅についての配慮はほとんどなされていなかったが、その後における20年間には、やや向上の傾向が示されている。（B表参照）

A表

	全 人 口	老 人 人 口
1919年の比率	1 0 0	1 0
老人用住宅の比率	1 0 0	1

老人用住宅の比率は1%

B表

	新築住宅	うち老人用住宅
1919～1938	250,000	29,600

全人口 100とすれば老人人口10%

老人用住宅の比率は11.8%

C表

1949年の人口比率	全人口 100	老人人口 13.5%
1951年の人口比率	全人口 100	老人人口 13.8%

老人人口比率の増加は第2次大戦後とくに顕著であるにも拘らず、老人世帯の増加のテンポと住宅建設計画との間には大きな開きがみられるわけである。

老人住宅は、一世帯を2人として計算して設計されるが、一般住宅が一世帯員数を4人または5人として設計するので、大きさにおいて異なるから、イギリスでは、老人住宅をたてて、そこに老人が移転することにより、今まで住んでいた大住宅をあけさせることができるとのべている。例えは、Horsey Borough Councilについてみると、

老人向住宅の新築			34戸
6室ある住宅を引払って移転したもの		6世帯	
5	〃	11	32世帯
4	〃	11	
3	〃	4	

ということである。日本でこれと同じことを求めることは賃貸事情が異なるから不適当であるかもしれない。しかし、イギリスでは、老人住宅をたてることをすすめる方針として、大きな余裕住宅は掃除、管理などの点から老人に不向きであるとして移転をすすめている。そのことによって大世帯の住宅問題解決の一助にしようとしている。

2-2 老人住宅の必要性

住宅は、いろいろの面から考えて決定されなければならない。気候、風土、経済事情、生活様式、身体的条件、家族の大きさなどが要因となる。しかしながら、これらの諸要因の変化にともなって住宅をかえることは不可能に近いことである。住みなれた風土、環境のもとに、またなじみのある人間関係において生活しつづけるのが人間の本性である。

老人のための住宅として別に設計することは可能であるが、すべての老人が、老後において老人向き住宅に移転するかというと、その人の諸要因によって異なる結論に達するであろう。

老人の経済力は弱いために、維持費を多く要する家はいかに注意深く設計されても、老人にとって望ましいものではない。資力に応じた家賃で、かつ老人向きに設計されている住宅を得られれば、老人は相当の高令に達するまで自分達で独立生活をづつけることができる。自分の家で自分の愛惜する所持品を持って独立の生活を営むことは、老人にとって極めてうれしいことで、もし適當な老人住宅が設けられ、その上に家事の手伝い、家政の処理、食事の配慮さえしてもらえば、大多数の老人は、自分の家で生活しつづける。

2-3-1 老人住宅の立地条件

老人は、一般社会から孤立することをきらう。とくに、老人の住宅は、一般住宅の一部として包含されなければならない。それによって、老人は淋しさ、孤立感を防ぐことができる。老人住宅を一定区域に限定しようとする風潮や、老人村、老人コロニーをつくろうという考え方は、すべての老人にはあてはまらない。かかる分離した老人村を希望する老人も一部にはいるが、多くの老人は、年下の隣人との交際を非常に楽しむものである。

1945年10月17日のイギリス官報（Hansard）において、保健大臣はつきの如く警告している。「老人は、老人だけのコロニーに居住することを好まない。老人らは、自分と同年輩の仲間があとからあとからと無限の列をなして、葬式が

次から次へと続くのを（endless procession of funerals of their friends）自分の窓ごしにながめることをきらっている。むしろ、老人は、乳母車の列を見たがっている。そういう構想をもって老人の住宅を実施させることを各市長にお願いする」と。

老人向住宅をたてるとき、収入源のない老人の家賃は安いという理由から、地価の安い山奥に建てるならば、収支のバランスがとれると住宅行政当事者は考えるが、老人は山奥の人里はなれた閑村の生活を望んでいないから、今後において計画する場合は、一般住宅のなかで1階を老人向きに設計するか、住宅団地の一部に建てることが理想である。

土地は、起伏の少ない平地で、風当りの強くない、日当りのよい場所が望ましく、しかも、老人の生活は、その大部分を室内で過ごすものであることを考慮すべきである。郵便局、寺または教会、商店街、娯楽場、交通機関に近いことが老人には必要条件である。老人が遠い道を歩くことは困難である。

2-3-2 老人用住宅の設計と問題点

(1) 今までに老人用住宅の設計についての研究は極めてたくない。従来、研究されている老人用の住いは、老人ホームの設計が多く、個人用老人住宅については未開拓の分野である。

老人ホーム、老人病院の設計をみると、老人心理の研究が進歩するにしたがって、小人数を収容保護する小ホームを建て、すぐない職員で管理できる設計を考察することが設計者の主たる目標であった。

小さな老人ホームをつくることは老人の側からすれば望ましいことであるが、経営の面からすれば不経済であるという矛盾を避けることができない。そのため、老人ナーシング・ホームも60ベット以上でないと不経済であるということになる。オーストラリアの研究によれば、ナーシングホームで1病床あたりの建築コストが\$4,000—8,000（日本円にすれば120万円—240万円）であるが、日本の特別養護老人ホームは、現在、一ベットあたり500万円であるから、ここにも余りに大きい格差があるのに驚くのみである。何故、日本の老人ホームの

建築費が高いのかは専門家が検討する課題である。 (SOCIAL SERVICE, 1971. May-June p.13)

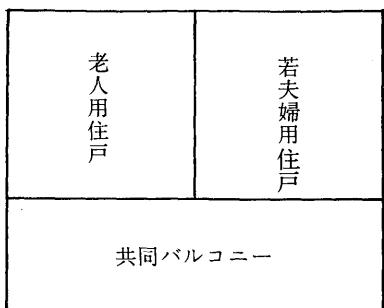
(2) 老人の30%は借家に住んでいる。賃貸住宅に住んでいる老夫婦が、収入の何%を家賃として支払っているか。都市、農村を区別して調査したものがみあたらない。家賃は収入の $\frac{1}{4}$ とかが望ましい基準であると言われているが、今日みる如く公団の賃貸住宅に入居する老人で、家賃の4倍の収入があるものは極めて限られた階層のものである。さもなければ、一般的の老人は公営の特目住宅に住む以外に借家を老人夫婦だけで求めることは困難であろう。

支出に占める家賃と食費の調査を老人夫婦、ひとり暮らしの老人等について実施した結果判明したことは、公団、公営の住宅の場合は老人の居住部分についての家賃の計算法について一考し、一層の低家賃政策を採用すべきである。とりわけ、一人暮らし老人に、生活費のなかで家賃が重荷でないような配慮がなされなければ、老人は老人ホームに入所せざるを得ない結果となる。

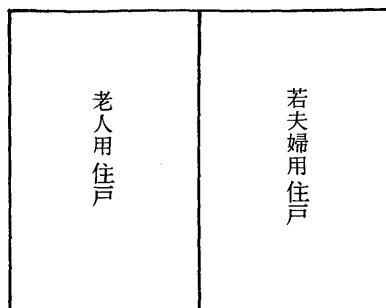
(3) 老人の住いを論じる際に必ず問題になることは、老人はいずれの日にか老衰末期患者となることである。この場合に、老人をその自宅で世話しつづける家族がいるときの問題は、その家族と老人との同居の方法に関する事であるが、その症状が悪化し、慢性化したケースにおいて、老人を在宅のまま、いつまでも世話しつづけ得るかどうかということである。病状が重症のときは、当然老人患者を収容する病院または病棟が必要となる。その医療施設を老人団地の内に設けることがよいか別の場所に設けるのが望ましいのかは、各国とも一貫した原則がない。これは今後の研究課題である。

(4) ペア住宅は同居の技術として考案されたものであるが、その根底は、人間の本能としての別居と、人間愛のシンボルとしての孝行の二つの願いが一つに結合した住いの方法である。このペア住宅には色々の型があるが、次のパターンに分類することができる。

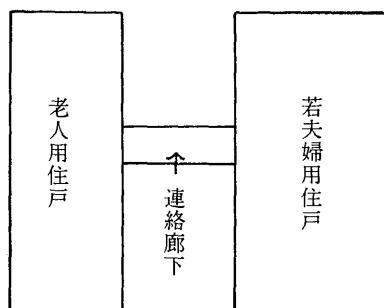
A



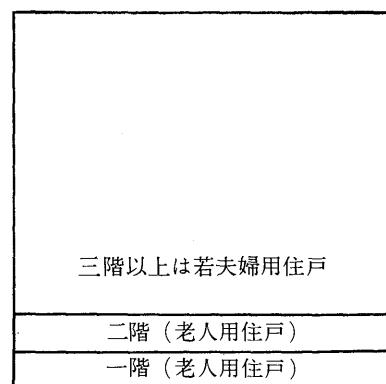
B



C



D



A 大阪の豊里団地の如きペア住宅。老人用住戸には老人向設計を実施する。共通部分は共同バルコニー。

B. 二戸続きの一戸建住宅で、老人用住戸は老人のニードをとりいれて設計する。（イギリス型）

C. 高層アパートで左右に別棟の建物を中心に廊下で連絡する。

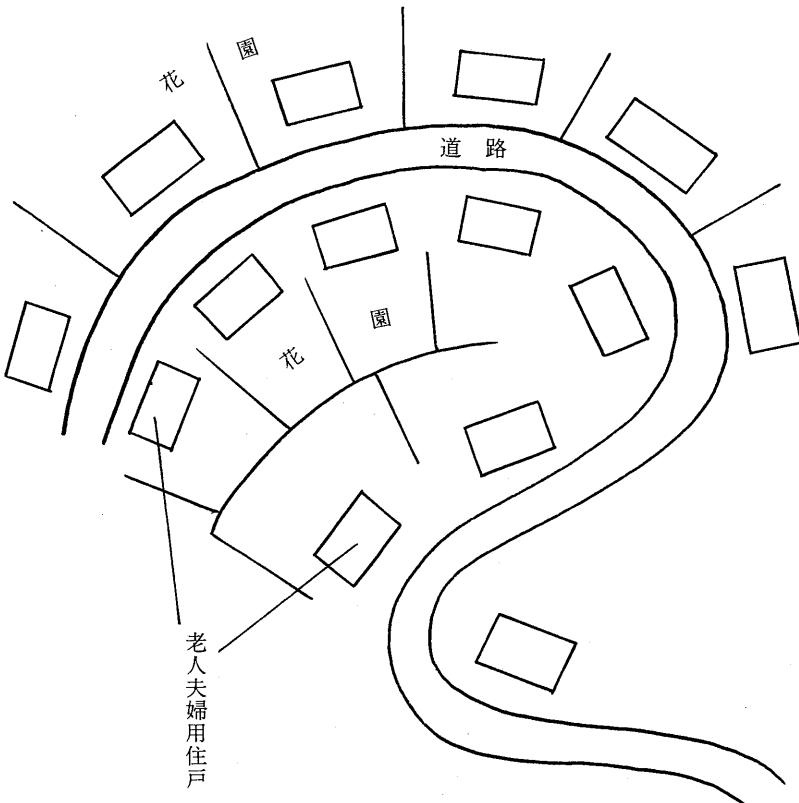
（アメリカ型）

D. 一、二階のみを老人用住戸にし、三階以上は一般青年夫婦が住み、エレベーターによって若いものも、老人も自由に交流できる。

（北欧型）

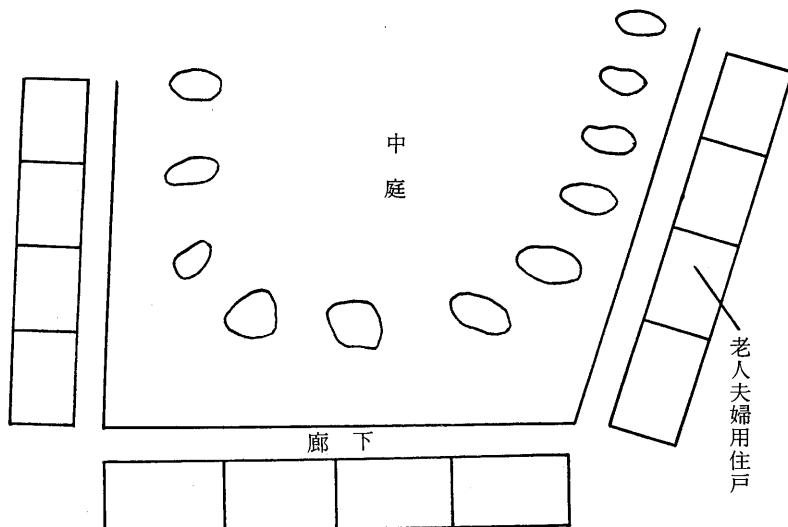
(5) 老人住宅の集団の型にも色々ある。

A



1. 各住戸に専用の裏庭があり、老人夫婦は季節の花を植え、手入れをしている。
2. 裏庭へ出ると、隣り近所の人と話をかわし、相互扶助をしている。 (フランスの郊外老人住宅集団)

B

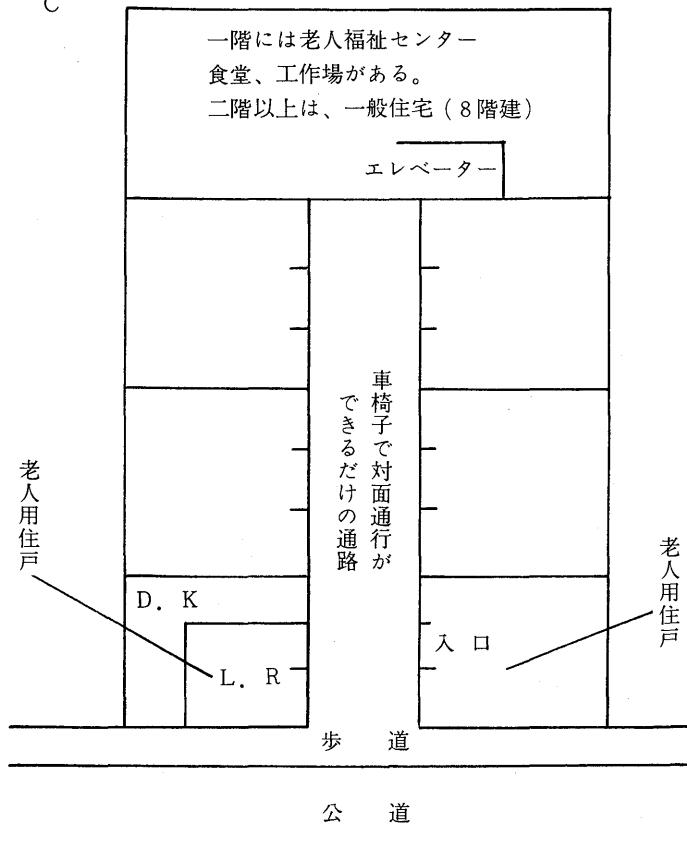


1. 廊下に面して炊事場がある。中庭に出ると、どの家からも人が出でいることがわかる。孤立感のない配置である。
2. 各戸は完全に独立している。
3. 廊下を通りと炊事場のカーテンをこして人の動きがみられる。

(イギリスの不良住宅改良地区の老人団地)

いずれも老人が一人ぼっちでないことを意識的に建築計画に組み入れている。

C



1. 通路に面してLiving Roomあり、老人は、L,Rにいると人々の話し声もきこえ、誰が歩いているかを識別することができる。
2. 一番奥は老人センター。身障者、老人が利用する。食堂もある。一般人も利用する。
3. 上の階の一般市民、若夫婦も奥の建物のエレベーターを利用するから、必ず老人の住戸の前を通って歩道へ出る。
(デンマークの老人、身障、若夫婦、一般世帯の混合団地)

(6) 老人住戸の税制上の特典

わがくにでは個人住宅については、私有財産とみなされているから、たとえ、老人用住戸を建て増ししても税制上の特典はない。

外国では、一定の条件を具備した住宅を集団的に建てた場合とか、同居老人のために建てた場合には税制上の特典を与えている。老人と同居することを推進するためには、かかる特典が必要である。老人ホームを建てるための莫大な経費、建ててからのちの維持費を考えるならば、息子・娘が親を同居させて世話をしてくれることは、それだけでも大きな公費の節減である。

老人は住み馴れた土地、住居がいかに劣悪でも、そこに住み心地のよさを感じているから、他へ移ることには抵抗を示す。老人が、その土地で人生の終末まで住みつづけ得るように政策を充実するのが老人福祉の目標である。

2-4 老人住宅の設計の原則

老人の住宅設計には、根本において、一般人の住宅設計と大したちがない。しかし、設計の良否によって老人のために適當なものと、そうでないものとが生じることは明らかである。

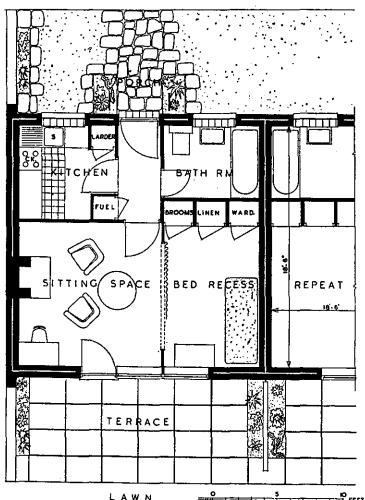
ここに注意を要する点を例挙してみるとつきの通りである。

① 保温が大切である。a raw of dwellings（長屋）の方がsemi-detached dwellings（壁で区切られた二軒長屋の住宅）より温かいし建築費も安上りである。

② 老人がみんな同じ設計を望んでいるわけではないから、いろいろの設計があってよい。友人や親戚のいる老人に、その来客用の宿泊室として一室位は余分の部屋をほしがるものもいる。またある老人は、そんな余分の寝室は厄介だから不用だし、家賃も高いから不経済だと思うものもいる。

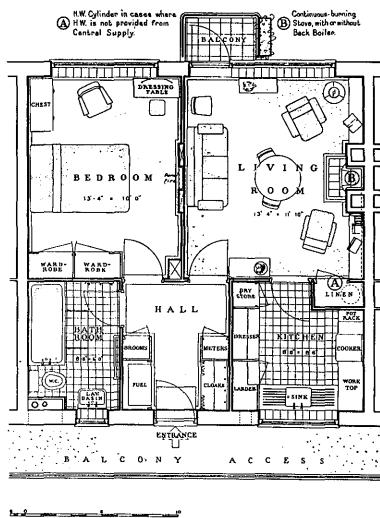
イギリス医師会は、かつて老人住宅にも必ず2寝室を設計すべしと勧告したことがあるが、実際的な案としては、来客用の臨時使用のための寝室は、老人住宅地区に共同、共用の特別寝室を2、3設ければ役に立つわけで、各世帯に一つの余分の寝室をつくることは、不経済であるという意見が多い。図1

図-1



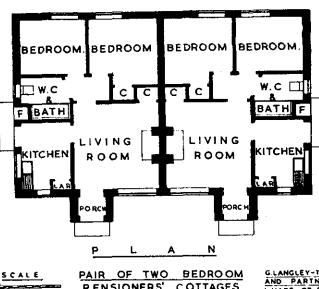
FREDERICK GIBBERD F.R.I.B.A. A.M.T.P.I.
17, MANCHESTER SQUARE, W.1
METROPOLITAN BOROUGH OF HACKNEY—OLD PEOPLES BUNGALOWS

図-2



EDWARD ARMSTRONG FR.I.B.A.
17 MANCHESTER SQUARE, W.1
ONE BEDROOM FLAT

図-3



SCALE
PAIR OF TWO BEDROOM
PENSIONERS' COTTAGES
GLANGLEY-TAYLOR
AND PARTNERS,
HARE CT.E.C.A.

に示したように設計すれば独居老人または老夫婦2人のときは、温度が昼夜において大差がないからよい。スペースにもゆとりがとれるし、窓の利用も広く、清潔を保ちやすい。

図2は、やや上等のものに属するし、老夫婦には快適な設計である。

図3は、家賃、暖房費などを分割して支払うことのできる2人の老人向きの設計である。同居者のいるひとり暮らし老人にも適している。

③ 細部の注意事項として次の点があげられる。

- (イ) 納屋、置き場の便利なこと。置き場は屋内かまたは、屋根のある所で、雨天のときもぬれずにそれをとりに行けること。昔は、イギリスでは3～5cwt(100ポンド)の燃料(石炭)を保管できるスペースを必要とするというのが通説であった。しかし、今日では、石炭をつかう老人はいない。
- (ロ) 暖房装置として電気ヒーターがすすめられている。
- (ハ) 玄関の戸は居間の方に開かないこと。小玄関かポーチを作つておくと、すきま風も入らず内部生活があまりむきだしにならなくてよい。
- (ニ) 風呂、洗面所はもちろんのことfoot-bathやsitz bathも望ましい設備である。
- (ホ) 台所を独立に設けること。煮焚には老人は電気よりもガスを好むが危険が多い。流し台や鍋釜類の置き場は、その高さを老婦人向きに考えること。棚もすぐ手のとどく所に作ること。老人がふみ台に登るのはケガのもとである。sinkを作るときは、深い方がよい。
- (ヘ) 風呂には手すりを作つて入浴の便を考えること。また、風呂場とベッドの枕もとにはベルをとりつけて隣人との連絡、急病などに備えること。
- (ト) 総体に老人の居室、台所などの照明は、明るくすること。暗い隅はケガのもとである。
- (チ) 窓は、大きくすると掃除に便利である。窓枠は幅を十分とつて、草花をおけるようにし、居室にいても外景が楽しめるように低くすること。
- (リ) 庭いじりをしたい老人のためには、屋敷内に共有庭園を設けて、ベンチなどをおき、また各自の花壇などを設けることもよい。若い夫婦と同じく

老人もまた自分に割当てられた花いじりをしたい者もいる。できるだけ老人を戸外にだすように考慮すべきである。

以上は設計上の注意としてとくに明白にのべることのできるものだけを列記したわけである。それ以外に特殊の身体的障害をもつ老人には別途の設計を必要とするであろう。

2-5 大阪の団地内の老人

団地族は、新婚夫婦ばかりが住んでいるものだと思われがちであるが、団地にも老人は住んでいる。

日本も、社会問題として老人人口の増加がみられ、厚生白書にも人口革命とまで題して、日本人口の構造の変化が報ぜられ、かつ、今後において老人の生活をどうして保障するかを論じ、また、老人の福祉を守るために、老人福祉法という単独法まで制定されている。それほど、老人の問題は大きな関心をもたれているにもかかわらず、日常生活においては、まったく文字通り放置されて、日々の不便を忍びながら、だれに訴えるすべもなく、重い足どりで階段をヨチヨチのぼっている。

ある団地に住んでいる70才以上の老令者を調査したところ740世帯のうち、老人は、男-4人、女-15人であった。

この老令者のうちには、脚の丈夫な老人もいるし、心臓が丈夫な老人もいるだろうが、常識から考えても老人は脚が丈夫でないし、階段をのぼると呼吸のきれる思いをするのが当然であろう。

いったい老令者たちは、団地のどの階に住んでいるか。

(大阪市東区法円坂)

住んでいる階	男	女	小計	
1 階	2人	4人	8人	42%
2 ハ	0	2		
3 ハ	1	4	11人	58%
4 階以上	1	5		
計	4	15	19人	100%

すなわち、この表によつてみると、1、2階に住んでゐる老人は42%で、3階より上に住んでゐる老人は58%である。老令者をかかえた世帯を下の階に住まわせるならば、老人たちは、脚の不安も心臓のイキギレもずっと楽に階段を上下することができるであろうと思う。

今の制度では、入居世帯の居室の決定は、いっさいが抽選で決められるから、老令者をもつ世帯でも、クジが4階にあたれば文句は言えないことになっている。これほど公平そうに見えて、実は不公平な制度はないと思う。27、8才の若夫婦ばかりが団地に住むならば、いっさいクジで決めて、肉体的条件が原則として平等であるから、公平な措置といえるが、老令者や下肢不自由者、また盲人などをもつている世帯は、福祉国家の制度として優先善処されなければいけないと思う。

日本住宅公団、地方自治体の高層住宅団地などにクジで入居が当った場合には、個々の世帯について世帯構成員を調査して、肉体的欠陥のある老令者、身障者がいる場合は、1階に優先入居の規定を設けるべきである。いくら老人福祉政策のための予算をあげて国民によいことをしますと宣言しても、日常生活において、このような生活上の福祉に反する措置が公然と行われているようでは、親切な政治とはいえない。

2-6 レジャー時代の到来と住居

労働時間の短縮、休暇日数の増加から、多くの人々（市民層さえも）は第二の住宅を求めるようになるであろう。自由な時間が長くなると、都市の公害とも関連し、上層階級には第二の住宅が必然的にもたれるようになる。しかしこのことは、中級以下の勤労者にも開かれることは思えない。しかしそれらの人々のためのレクリエーションエリアが設けられる必要のあることは明らかである。セカンドハウスとはちがつた意味で、第一の住宅からの脱走の欲望である。

都市における家の建設、設備費は田舎のそれとくらべて大きすぎる。
職業生活から引退した老人達で、都市に住居をもつ必要のない人々が田舎に住居をもつであろうということ、また、都市に住む必要のない若い夫婦もいるこ

とを考えると、ペア住宅は必ず都市にだけ必要な住居ではない。今日までの田舎は、多くの美的好条件をもっていたにもかかわらず、自治体が、青年を田舎に留める努力に欠けていたことから、老いたる親達だけを田舎に残し、青年を都市へ逃がしたのである。ここに、農村におけるペア住宅の建設の必要性がある。

また、次のような提案も可能である。都市において働いている青年が、その現職にある間に、将来引退するであろうときに利用するべき住居を準備し、老いたる親が残り少ない生存中に、いつもそこへ行く習慣をつくり、自分達も引退の暁には、全く自然に、何の抵抗もなく田舎のハウスに行くことが出来るような住居をもたせる政策をとり得ることである。こうすれば、その人は、地方の住民の中に溶け込みやすいであろう。そこで、ある老人達は、地方的なリズムで、自分の時間を職業活動や社会奉仕活動に捧げ得ることができるであろう。

都市と農村とが、TVを通じて共通した視覚的感情があるにも拘らず精神的には完全に断絶していることが、現代文明の大きな欠点であるという認識に立って今後の政治、教育、家庭問題が解決される必要がある。

田舎の温泉地に、冬期の老人合宿大学の開催、夏期における老人のバカンスセンターの設置、青年のためのスポーツセンター、病気回復期センター等を設けることは、田舎と都市とを結びつける。レジャー、教育、健康の面から都市と田舎とが結ばれる要素が多い。かくすることによって、都市の老人をいつまでも非衛生な都市に留まらせ荒んだ感情を、ときほぐすことを可能にするであろう。

今の田舎は、老人のためにはショッピングも不便であり、医者もいないことから都市老人は完全に田舎を見捨てているが、これらの設備が完備しさえすれば、老人は必ず公害と非衛生の都市に留まることを主張しないであろう。

この考えが進歩発展すれば、「老人の村」とか老人ニュータウンの思想も実現可能となる。すべての老人には歓迎されないにしても、公害と騒音を拒否し、活動的な青年、孫との同居をうとましいと思っている老人も一部にいることは留意してよい。

第二の住宅（セカンドハウス）を準備する方法として、その第二の住居を老

人の持家とする方法について、フランスにおいて考えられている方法を紹介する。

- (1) 本人が直ちに居住する目的ではないが、引退後に居住するための土地の入手に対して不動産銀行が貸付をすること。
- (2) 老人の村（引退者の村）となるであろう予定地の整備のための貸付をすること。
- (3) 土地を担保に貸付を行う銀行を一つの窓口にすること。
- (4) 退職金の前貸しを土地購入に限り、有利に融資すること。

第3章 老人の自主的な生活設計

3-1 老人の住いと社会的配慮

何かことある場合、一般住宅に住む老人については、近隣の善意ある人々が老人との平素の接触を保つことに依存できるが、独居の老人については常に2人以上の人を依頼して平素から連絡を保つことが望ましい。1人では旅行の際に連絡がたまるから2人以上の人にお願いしておくのである。

住宅管理者は家賃その他管理上の業務に追われているから、自治会組織のごとき隣組が世話をきめることができれば、少額の報酬をだして必要な世話をしてくれる老人奉仕者をみつけて、アパート内に住んでもらうこともイギリスでは実行されている。このような世話人は、もと看護婦であった婦人にはとくに適当であり、そのような人がいなければ、老人に理解と同情心ある婦人ならば適当であろう。そして、必要に応じて関係機関（医師、付添看護婦、家政婦、民生委員、老人福祉に関心のあるボランティア）とよく連絡をとり得る態勢にしておけばよい。

老人が手紙をかいても雪の日にはポストまで入れに行けず、息子との連絡ができないこともあるから、わずかな親切が老人の孤独を救うわけである。

やがて、老人は極度に老衰する。自分でも食事の用意ができなくなる。買物

にでかけられない。家庭奉仕員などのサービスを必要とする。かかるケースには、先進国では、meals on wheels（車で運んでくる食事）制度があって、保温器に入れた料理を老人の宅まで運んでいる。外出のできる老人のためには、老人福祉センターで昼食を供給している。また、団地などには、共同食堂があって、そこで老人達が食事をしながら社会との接触をたのしんでいる。Community Centerや老人福祉センターは、一歩進んで、食事についても不便をかこつ老人のために、サービスを拡張するのが社会施設としての役割である。

在宅老人保護について、住宅当局は、家を供給するだけの役割をし、在宅老人に対して継続的なサービスを供給するのは、市福祉局とか私の社会事業団体がなすべきで、住宅当局が、老人の食事の問題、健康上の問題、洗濯、看護の分野まで配慮することはできない。老人の増加していくことが、団地の将来像であるから、今から、住宅当局は、市福祉局や福祉団体と協力して老人のニードに応じたサービスを供給できる準備をなすべきである。

3-2 ひとりぐらし老人の住宅要求

ひとりぐらしの老人が、ごく高令であっても、家事をひとりで切り盛りする能力が継続的にあるということは、とりもなおさず健康でありさえすれば、たいていの老人は、独立して住いを管理することができるものであるということを意味している。

八尾市のひとりぐらしの老人調査においては、自分で洗濯をするもの85%、食事の用意をするもの91%で、団地の老人（ひとりぐらし）においては、いずれも100%家事一切を一人で切り盛りしている。

しかし、家事一切をしているが、実際は、そんなふうにしてはならない老人もいることは、明らかで、引き受けている家事が、明らかに老人の能力をこえていることも考えられる。これは、過労の原因になることもある。なぜなら、八尾市のひとりぐらし老人調査において、健康状態が「弱い」、「病気あり」と訴えているものが、男で32%、女で49%いる。すなわち、女老人は、家事一切をしているが、実際は、男老人よりも健康はすぐれない。ここにおいても老人のための給食、掃除サービスが、金は高くついても必要であることがうかがえる。

ひとりぐらし老人の住宅条件としてあげられるものは、次の通りである。

- ① 住宅の維持、管理が少なくてすむこと。
- ② 1寝室兼居間、または、寝台のはめ込み出来るL字室のある居間と簡易な炊事場、食物、道具の納屋があればよい。
- ③ 便所、浴室は、各個にあればよいが、家賃の関係で高くなるときには老人に人気が悪いから、老人10人に浴室1、便所2が最低基準としてあればよい。
この点、バンガローには必ず浴室、便所があるから、居住空間が狭くなっている。

何故、在宅老人ケアを推進しなければならないかといえば、老人ホームは、割高で、不経済であり、かつ不人気である。また、老人病院を無限にたてていくことは、不可能であるから、老人ケアの施設主義は、各国とも傾向として方向をかえつつあり、在宅ケアを採用しつつあるといえる。

3-3 老人の村（コロニー）

老人だけを一定の地区に集団として住まわせるコロニーをつくることについては、賛否両論がある。これは、老人を隔離することであり、疎遠の原因となるという。これの利用は、ごく限られた健康老人のニードに答えるだけにすぎないという。これらの反対論に対して、一方では、老人がいるためにスピードのなくなった都市から、老人を追い出すことによって、町に活気がとりもどせるという説明をするものもある。老人の村が老人の出身地に近ければ、多くの老人たちを隔離しているというような感じではなく、静かな生活を享受しているという老人もいる。

いずれにしても、大都市のごく近くで、便利のよい住宅地に、開かれた小島とでもいべき老人の町ができるることはよい。

アメリカ、オランダ、デンマークなどの老人の町を見ると、中学校の運動場に面した場所や、児童遊園をのぞける場所に面して建てられているので、活気のある若者たちの姿は、老人の活力剤となり、強壮剤となっている。生徒たちのあげる叫び声や、子供のはしゃいだ声は、町中の自動車や工場の騒音の不快さ

と比べるときは、むしろ問題ではない。

また、アメリカのサン・シティ (Sun City)のような大きな老人の町は、ちがった意味で老人達が住むに適した場所である。

老人の村を全面的に否定することも正しくないが、これのみが、老人の住宅政策であると主張する人もいるまい。

老人が、一般人や若い年令の人々から遠くはなれて住むこと自体は、まちがっているという考えが、原則として認められるから、老人コロニーは、決して、すすめるべきではないが、この不自然な姿についての問題は一応論外として不間に付することにするが、海外では、老人村が実現している。すなわち老人のみが、一大集団生活をしている村落である。村には、村長も郵便局も医者も教会もレクリエーション・センターもあるが、いずれも老人によって運営されている。また、半身不随の世話を要する老人のための養護老人ホームもあり、慢性病の老人のための老人科も病院に付設されている。かかる老人村を町から遠く離れて設けるよりも、一般社会に近い場所に設けることができるならば、老人が依然として、その友人、知人のそばに生活をしつづけて、できる限り社会の他の人々と一緒に生活していることを保障する意味から、一層望ましい計画であるといえる。

とくに、注意を要する点は、外国においても常に指摘されている点であるが、市住宅局と市福祉局が同じく市行政機関でありながら、密接な連絡がないために、老人の住いと福祉との間の関連がないままに進行しているのは多く見られる実例である。イギリス老人福祉委員会は、つぎのように勧告している。

- (イ) すべての住宅団地には、老人用住宅を建設できるように予め相当の空地をとっておくこと。
- (ロ) 現在の住民が、いずれ近い将来においては、その土地を愛着し、そこに住みつづけていくであろうから、空地を老人住宅のために計画的に残しておくことは大切である。
- (ハ) 老人の住みなれた土地から引きはなして住居を考えることは、老人心理学上反対である。とくに公共団体(府県市町村)が老人コロニーを計画するとす

れば、その地方に住んでいる老人を優先して入居の便をはかること。

3-4 混合開発 (Mixed development)

一般家族のための住宅やアパートの団地のなかに老人用の一戸建て、または、集合住宅を点存させて、家族や老人を移り住ませるのに役立つ開発方法のひとつが考えられる。

この混合開発の方法を採用することによって、次の点が有利である。

- (イ) 古い不完全な借家、スラムに住んでいる借家人を、他の地域に移動するよう
に要請できる。
- (ロ) 同じ地域内で、前の住居から 2 ~ 3 町 (200~300m位) 先きのところに移ら
せることができる。
- (ハ) その家族、老人がもっていた多くの社会的習慣 (social habits) が乱され
ないまま、新しい住宅地でも継続していく。
- (二) 混合開発地は、さまざまなタイプの家と大きさの家がある地域であるから、
若い夫婦も老人も互いに近くに住むことができる。
- (ホ) さまざまなタイプの家としては、大家族のための 3 寝室の住宅以外に、老
人向きの小住宅を散在的に建てるともよい。
- (ヘ) 平屋の集団団地、フラットばかりの団地では、街の角の住宅には、おばあ
さん用の簡易フラット (granny plus flatlet) を建て増しできるように、す
こし空地を広くとっている混合開発地域もある。こうした各地の住宅団地で
は、老親を同居させる予定の若夫婦に入居権を優先的に付与する制度にした
ら、老親はもっとひっぱりだこになるであろう。これは、土地利用の点から
も、同居政策を推進する上からも効果のあるものといえよう。
- (ト) 混合開発方式は、老人が若い世代から隔離されているという感じをとりの
ぞき、また、老人ばかりの集落 (コロニー) を作り出すことを抑制し、家族
から遠くはなれて相互に世話のできない土地に孤立させることを避けること
になる。

3－5 既存家屋の転用

老人のための新しい住宅を建設する計画を補充する意味において、既存の古い家屋を改造利用すれば、応急の問題処理にも役立つとして採用されている。

相当の広さの室が8つ以上ある家を買うか、または長期借用して、それを改造し、Bed Sitting Roomにくぎる。

一般には、2階建ての家でないと老人の脚には不便であるが、3階建てのときは、3階を看護婦、家政婦などの職業婦人にかすことがすすめられている。彼女達（家政婦、看護婦、ホームヘルパー）は、収入があるから、老人よりも高い部屋の賃貸料を払うことができ、管理上収入を助ける。また彼女達が同じ家に住んでいれば老人達は、安心感をもち孤独から救われる。

老人用住宅として大きな家屋を個室式住宅に改造することが、ヨーロッパでは、しばしばきくところであるが、かかる転用の費用は決して安いものではない。しかも、余り金をかけずに安く改造した場合の住宅を見学すると、日本人の目からみても、とうてい使用できない劣悪な家屋であり、高い改造費を出しているものをみると、廊下が狭いとか、階段が急であるとかが目につき、むしろ、老人用としては不合格にさえ思われる。私の見学した（イギリス、リバプール市、1973年秋）範囲では、大きな家を老人用アパートに改造することは乗り気になれない。

3－6 老人住宅の管理

老人村とかコロニーには、賛意を表わすものばかりではないが、仮りに老人コロニーを造成し老人向きの住宅を建てるとして、その場合の管理について、私の考えを述べてみたい。

老人は、1階か2階に住まわせる。3階以上のエレベーターのない場合には、肉体的に十分健康である老人に限って住居させることにしたい。

老人のアパートには、掃除人の他は、管理人（中年の婦人で、元看護婦であった人が望ましい）に一室をあてがって住込んでもらう代りに、家賃を減額

するとか、無料にする。老人用の住いが10戸～20戸位のアパートに組み込まれていて、住込み婦人によって緊急の場合に世話をされている。

3階には、職業婦人の住宅をつくる。これも部屋の広さが老人位のものでよいから、設計上は便利である。彼女たちも老人の収入と同じ位に低いケースが多いからである。もし高額所得の職業婦人であれば、程よい家賃をきめて収益の助けとすればよい。

若い彼女たちが3階に住んでいることは、老人に隔離感や孤独感を解消させることに役立つ。

老人の初めの入居年令は、60才以上とし最高年令の制限を設ける必要はない。ただし、特別な看護を必要とする肉体的条件のある老人は、入居すると相互に困る場合がある。

老人の収入に上下があっても、また、宗教上の問題も不間にし、要するに住宅に困っている老人であれば入居資格を与える。最低と最高の家賃はきめるが、家賃は収入によってスライド制にすることが原則である。

賃貸の収益をはかることは、住宅管理上当然である。

台所は、各戸につくるが、風呂、便所は、共用とした方が安くつく。とくに1階2階の風呂、便所（5人に1個）は、老人向きに工夫する。例えばベルを設備するとか手すりをつける。

これらの共同施設の掃除は、なるべく老人の仕事として、みんなでさせることによってその老人の社交性、協調性を保持させるのが正しい。金をだして掃除夫にたのんでしまうと、現在みると、城壁の中の孤立をきたすから、私は共同施設を設けるのがよいという考えである。1階2階には、老人の世話係ともいうべき管理人をおき、なるべく中年の婦人（例えば、再婚して老主人と一緒に住んでいる人）がよい。できれば看護婦の資格をもつ経験者が理想であるが、同情心にとみ、機敏に老人のニードをうけとり、応急の際に対処できるだけの訓練を受けさせるならば、実際に役立つ人となる。しかし、決して老人の生活に下手な干渉を加えてはいけない。この管理者は、イギリスでは家賃を無料にして、責任ある任務を遂行する義務づけをしている。

その住宅の一部（主として1階）に地域社会の人々のための食堂が経営されている場合には、老人の昼食会を毎日その食堂で開いて、老人を孤独から開放するなどの工夫がなされることが望ましい。そこが、老人クラブにも利用されているから、かかる食堂の経営は、半公半民のものであることがよい。いわば公立民営が望ましい。規模の大きな炊事場があれば、地域老人のうちニードのある老人宅に給食サービスをすることができる。

3-7 同居か近接別居か

子のない老人だけの住宅も入用であるが、老人の75~80%は子と同居している。

子と同居している老人の世帯において、老人が世帯主かどうかは、一般地域社会と団地とでは異っている。前者では、世帯主であるものが、団地の老人よりも多い。団地では、老人は子（老人からみれば孫）のいる若い夫婦の住居へはまり込んできた状態である。高令者であればある程、その傾向は顕著である。

老人と青年の距離を考える際に、住宅建設において当面する問題は、老夫婦と若夫婦とが密接な保護と依存関係を維持することのできる距離の問題である。アパートの1階に老人夫婦が住み、2階に若夫婦が住むという北欧式が一番便利であるが、同じ屋根の下に住んでいなくても互いに近くにいすることは、住居を決定するにあたって考慮に入れなければならないことである。

イギリスで最初の老人調査を1947年に、Wolverhampton市で実施したDr. Sheldonは、2世代が近くに住むということを「スープのさめないうちに到達できる距離」とか、「できたての食事をあたため直す必要もなく一軒の家から他の家へ運び得る距離」（distance within which a hot meal can be carried from one house to another without reheating it）と定義している。そして、別々の家に住んでいても、歩いて5分以内のところに住んでいる老人と若者とは、実際上は同一ではないが、一単位の世帯として機能的に営まれているものと認めた。

遠くはなれて住むことは、若者が老人を助けようという意図はあっても、ま

た老人に、孫の子守りをしてやろうという考えがあつても、バスの運賃の高いことや、時間の点から、実際上は、むづかしくなる。

新しい老人向き住宅が近くにたてられて、そこへ移る前に下見に行った老人は、息子からのへだたり、なじみのないこと、道路の未完成、ショッピングの不便、交通の二重負担などをさまざまとみると及んで、移転の熱はさまされ、そして改めて息子や友人のところに相談に行ったときに、老人は曰く、「古い木は植えかえることはできない」(You can't transplant old trees.)という感想をしんみりもらすものである。

3-8 老人住宅の種類

どんな住宅が老人向きの特別住宅かについては、まだ十分検討しつくされていない。単一目的住宅 (single-purpose dwelling) を建てることは、建築費が割高であり、しかも、一度建ててしまえば、耐久資本として相当の期間使用に耐えるという点から、住宅建設においては、弾力性をもたせることが必要であるという説がある。

老人夫婦、子どものない若夫婦などの小世帯のいずれにも共通してつかえる設計をするのがよいと言われている。

各国の公共住宅計画をみると、大都市には高層アパートが建ち、田舎にはバンガローや中層住宅が建てられている。外国では、老人は、小住宅に住むから、大都市のアパートの何%を老人用、または若夫婦用とするかについては、老人用は、5% (イギリスでは、10%としている都市もある) ぐらいというのが通説である。(フランスの例も5%である)。

転用住宅に欠点があるように、他の種類の老人住宅も満点ではない。というのは、老人は、千差万別のニードをもっているからである。肉体的にも、心理的にも、家族的にも、個々の老人の異質性のために、さまざまな住宅要求をもっているといえる。

アパートの欠点は、コストの高いエレベーターを必ず備える必要があることである。さもなければ、3階以上は、老人には不向きである。

メゾネット（貸間）は、老人用としては1階はよいが、2階以上に住んでいる他の年令の人々が頭上から騒音を出すので、老人は、苦情を訴えるものが多い。健全な脚さえ許せば、1階の騒音をきらい、2階を希望する老人がかなりいる。

バンガロー（平屋で、独立している）は、金がかかること、土地利用が平面的で不経済であることなどから、都市では問題外である。といって、田舎に建てるとすれば、老人は、未知の土地にあるバンガローを断るものである。バンガローは、一般的にいって、活動的な夫婦ものに向いている。それらの夫婦は独立の世帯を嘗む能力がある。庭の手入れ、家の手入れなどを楽しんでいる。しかし、単身の老人には、一戸建てのバンガローは不必要に浪費的な家屋であるといえる。

ホステルは、共同利用の面が多いから、老人には、独立性とプライバシーが減少するというのでいやがる人も多いが、大都市の老人は、かかる住宅の利用に馴れているので意外と希望者が多い。しかし、食事や洗濯サービスを提供するホステルは、人件費が高くつき、その結果、入居料が高くなるので老人に人気がなくなり、食事も提供しないホテル式のものになりつつある。

老人が階段のない家を好むのは、よく転倒するからである。しかも、骨折しやすいから、家庭内の事故を恐れる。

日本では、老人だけを対象にして住宅需要の調査をしたことがないから、見積りをたてるわけにいかないが、イギリスで、2年間にわたって老人用バンガローの入居希望者調査をしたことがある。

そのときに申込んだ老人を分類してみると、

申込総件数 2328件

民間の借家にいる老人	50%	(このうち、45%は、老人としては、広すぎる) 家にいるもの
間借り老人	38%	
老人の持家に住む老人	10%	(このうち、78%は、老人としては、広すぎる) 家にいるもの

老人達が、希望するバンガローの種類は、

希望の型	
2 寝室バンガロー	47%
1 寝室バンガロー	53%

である。

申込者は、70才以上の老人が多い。

その分類は、次の通りである。

- (イ) 老人夫婦の二人暮らしが多い。
- (ロ) 単身の老女が多い。
- (ハ) 単身の老男はすくない。

老人向き住宅の理想とは何か。老人がすごしてきた生活様式で、改めることのできない習慣は、それを尊重し、また環境も類似のものであることが望ましい。地域社会から遠く離れないところで、親類や知人などとの交友関係が疎遠にならず、経済的にも類似の条件であって、生活に不安のない住いである。

老人対策のうちで、最も遅れているのが老人向き住宅であると言っても過言ではない。老人の住いのもつ意味は、青年の住いのもつ意味とは全くちがうことは、すでに述べたところである。

日本の老人住宅の不足は、住宅が全般的に不足していること、都市化、都市の過密化、核家族化、住宅規模の狭少化等の国民的住宅難のあらわれである。

老人夫婦だけの世帯、一人ぐらしの世帯の増加は、老人の住宅需要の増大を意味する。

戦前のサラリーマンは、定年退職の退職金によって自分の住宅を故郷に建てて都市を去って行ったから、その都市の住宅は、新たにきた都市サラリーマンの使用するところであった。しかし、戦後は、土地の値上りのため定年退職者が持家を買うことは、困難である。社宅に住んでいたサラリーマンは、社宅を出て他に借家を求めなければならない。

幸い自分で住宅をかち得た人でも、資材不良のため、修繕の経費は大きな負

担となり、それが、定年退職後の老人を悩ます結果となっている。

子どもが結婚して世帯分離する時期が、定年退職後の55才であり、平均余命があと20年とすれば、夫婦2人で20年、ついで配偶者の片方が死亡し、女老人は、あと10年弱寿命があるから、老人がその家に住む期間は、昔よりも長いと考えてよい。

しかも、老人の寿命は延びる傾向にあるから、老人が80才をすぎると、三世代世帯が四世代世帯に移行していく。三世代でも狭い住宅に、四世代が同居することは、別のテンションを引きおこすことになる。

昭和38年の調査では、日本の一戸当たりの平均室数は1～2室が35%で、平均面積は、53平方メートル（16.2坪）である。そのままの住宅に、老人が住んでいるものが多いのに、どうして四世代の人が住み得るであろうか。

最近は、欧米でも親子の同居が流行はじめているが、アメリカは、平均面積114平方メートル（34坪）、イギリスは、85平方メートル（25坪）であることを念頭におくなれば、極度の過密住の状態にある日本において、老人のいる空間は求め得ないことになる。ここに、老人用の住宅が、同居に近い分居（同一敷地内とか、隣あって建てられている二軒長屋に、親と子が分れて住むこと）とか、いわゆるペア住宅（団地内にみられる）の構想へと発展せざるを得ないのである。

今までなされた各種の老人調査で、別居を希望するかどうかを質問しているが、それは無意味で、息子がどんな嫁と結婚するかによって、具体的には、きめられるもので、結婚以前の状態にある息子、娘をもつ親に将来のことを仮説的に質問すること自体がナンセンスである。ただ一般的に言えることは、別居希望者が40代の若い夫婦に多い傾向があるから、その老夫婦が、息子と世帯分離する必要があったとき、別居・同居いずれを選択するかは、老夫婦と若夫婦共に自由であるが、かかる場合に、入居できる各種各様の住宅を準備することが、政治の責任であり、住宅政策である。故に、住宅建設計画においては、それぞれの地域計画のなかで予め一定規模の老人向き住宅を用意する必要がある。例えば、新築の計画では、老人向き住宅を、10対1で含ませるというが如きである。

青年は、職業上、転勤とか転職があって住居をかえることが多いが、老人はすでに定年退職者であるから、職業上の理由で転宅することはすくない。外国（アメリカの大都市）では、平均五年に一度の割合で転宅しているが、これは、老年者の例である。アメリカでも、定年退職と同時に、今までの住宅を売るとか、貸して、老人夫婦は小さな家に移ったり、気候の温和な地方へ移動することがあるが、一度その目的地に住みつくと、それを定住地として永久に住んでいるものが多い。老人が、ある市の電話帳から名前が消えるのは、死亡が主たる理由である。

都市労働者の住居が移動しがちになることは、職業上やむを得ないが、同居の老人が、息子の生活の場が変わるたびについていくかどうかについては、諸般の要因が潜在している。

すなわち、同居生活をしなければ生活できない老人、女老人の手をかり保育を頼んで共稼ぎをしなければ老親を扶養できない若者がある。前者は、老人がついて行くケースであり、後者は、老人を呼ぶケースである。若夫婦の共稼ぎの最大の障害は、とくに保育所が不十分な都市においてみられる。

その意味から、日本では、別居志向の若者が多くても同居しなければならない要因がある。これは、諸外国と全くちがった要因と言わなければならない。保育児の年令を0才からという住民要求が多いことは、0才児をもつ母親が、0才児をあずけて稼ぎを続けなければ生きていけない今日の経済事情があることを物語っている。この物価の上昇傾向は、容易におさまらないであろうと思われる。しかも、0才児保育にとって、今日の保育所は、閉鎖を余儀なくされている。保育従事者の絶対的欠乏は明らかである。どこで0才児を預かれるか。それは、無理な注文である。そこで女老人は、若者の要請に応じてその若者の住居に移ってくる。保育児が成長するにつれて、老人の手は不用になるが、老人は、その住いから去って行く場所がない。16坪に5人も6人も住む過密が余儀なくされる。そして、老人は、役立つ期間だけ使いまくられて、御用済になった廃物のように狭い住いで2畳の生活をつづけていく。

3-9 老人住宅の原則

- (イ) 老人住宅は、家族に出産などによる人員構成の増加がないから、小さいもので辛抱すること。
- (ロ) 家賃が安いこと。（イギリスでは、老人住宅手当で公営ワンルーム住宅の家賃を全額賄うことができる。）
- (ハ) 管理費が安いこと。電気代が安くすむこと。そのため暖房設備は、限られた燃料で、最大の暖がとれるように設計される必要があること。bed-recessの室は、暖房費が不要である。
- (ニ) 食料用倉庫は、小さいものでよい。
- (ホ) 高い戸棚は、不便である。老人は、戸棚よりも、床の上にものを置きたがるものである。
- (ヘ) 掃除を楽にできるように設計すること。
- (ト) 老人は、かさの大きな旧式の家具を持ち込むことが多いから、部屋のまわりの壁にくっつけておけるようにしておくことが賢明である。その結果は、室内は道具などでゴタゴタするが、多くの老人は、案外そんな状態が気にならないものである。むしろ、その方が好ましいとさえ思っている。
老人は、青年に比べると家の中で過ごす時間が長い。家具の中に埋まるような暮らしをしているが、本人は決して不満足ではない。
- 日本の老人ホームについても言えることであるが、社会施設は、個人の道具をもち込んで入居することを好まないため、老人が、もち馴れた家財道具を処分してからでないと、老人ホームにも入れないし、小さな借家にも、団地のアパートにも、はいれないことが多い。これは、他人からみると、あるいは不用な道具が多すぎるよう見えるかもしれないが、老人というものは、ゆっくり動作するものであるから、道具が室内に散らばっていても、老人の行動には、余り妨げになっていないのである。
- (ナ) ペア住宅の管理規則に、夫婦の片方が死亡した場合は、入居資格を欠くことがあるが、残っている老人が再婚（別にいけないことではないだろうし）不自

然でもない）することを否定している風潮があるが、全く不思議な規則といってよい。

(ii) 老人の居室は、出入りしやすいことが大切であるが、しかし、1階を好む老人ばかりではない。一階は、騒音、日照の悪さなどから、地区によっては敬遠されて2階を希望する老人もいる。

3-10 夫婦2人ぐらし老人住宅

夫婦が揃って団地のアパートに入居しても、時がたつにつれて、片方が弱り、死亡し、一人だけが残される。そのとき、一人になった老人が、息子、娘のところに同居にいくのがよいか、息子、娘が老人の方へ移転して住んでくれるのがよいかという問題がある。

原則として言えることは、老人のいる団地に若い世帯が移ってきてくれるのがよい。ただ、小学生などのいる若い世帯では、児童の転校は良いことではないから、老人が移動して、若い世帯と一緒に住めるように、すこし広い住宅に共に移動するのがよい。

また、老夫婦2人の住宅でも、妻が病気のとき、配偶者の男の手ではケア（care）ができない。身内の者がきて手伝ってくれることがある場合には、寝室がもう一つ予備にあると便利であるから、夫婦2人きりの住宅でも2寝室にしておくべきであるというのが、医者側の勧告である。しかし、あらゆるニードに対して備えることは、文字で書くことは容易であっても、全く、そのニードが生じないこともあるから、老人夫婦用住宅に2寝室を設けることは、不経済であるという結論が出されても反論する人は、余りいない。

3-11 ショッキングな学説（転居と早死）

老人は、環境の変化に順応しにくいし、在来の生活条件を変えることを好まないと言われている。ひとりぐらしの貧困な老人でも、その場所で死にたいと訴えている。老人ホームに入りたがらない理由は、住みなれた土地・家に居づけることの安心さである。

これは、科学的にどう証明できるかは、困難な要素も多いが、老人は、居を移すと死亡率が高いということが、アメリカの研究で明らかにされている。

都市における高速道路網の整備、都市再開発、日本列島改造論などが大きく国策としてとりあげられているが、この政治が老人にどんな影響をもたらすものかは、余り研究も論議もされていない。

私が一番気になることは、長く住んでいた所を強制的に移転しなければならない老人が、どうなるかということである。老人には、立ち退き料を支払うから、立派な家へ移ればよいという回答がなされるかもしれないが、果して老人は、それで幸福なのだろうか。

日本の老年学には、老人が移転によってどんな影響を受けたか、また受けているかという調査がないので、ここではアメリカにおける最近の調査報告、クリーブランドのベンジャミンローズ老人ホームの調査部長マーガレット・ブレンクナー博士の研究を紹介してみたい。

大都市の騒がしい下町にある、過密状態の老人ホームにいる二百人の老人を、老人のために建てられた郊外の美しい立派な老人ホームへ強制的に移す計画をした。計画が立案されて、老人にも発表し賛成をとりつけたので、新老人ホームの起工式には、新しい老人ホームへ移転を予定している二百人の老人も参列して、その創立のための前途を祝った。もちろん、その参加者は、独りで歩ける元気な老人ばかりである。そののち工事が進行中も、現場に案内されて新老人ホームの美しい部屋、周囲の完成を心ときめかせて話合ったほどである。

五年目によくやく完成し、そのとき、元気でいた老人達は、移転の日が近づくにつれて、新ホームの部屋の構造やデザインについても説明を聞き、不安を取り除かれていた。

移転の当日は、老人の荷物も荷造りされて無事完了した。

ここに不思議なことが起った。新ホームへ移って六ヵ月の間に死亡した老人は、過去の旧式な老人ホームにいた時よりも死亡率が高いという事実である。すなわち、移転後の六ヵ月間に、22人の老人が死んだのである。しかも、男老人の方が女老人よりも多かった。死亡した老人の健康状態からみて、医者が全

く予期しないことであった。

すなわち、老人の転居は、老人の心理的安らぎを喪失させ、新しい反応に対処する特別な姿勢を必要とすることを意味する。それは、ある老人にとっては、耐え難いストレスであり、死を早める結果になる。老人は新しい環境への適応に時間がかかる。抑圧心理のある状態のもとにおいて、移転後一年以内の死亡率は、他の老人の平均死亡率よりも高い。

例え、老人の住いが、安宿みたいなきたないところであっても、その老人を清潔な立派なホームへ強制的に移そうとすることは、正しい判断とはいえない。都市再開発による強制転居によってうける打撃は、老人が最も大きいのである。

老人対策で原則として在宅保護をとる理由は、単に経済的に安価であるというのみでなく、老人の真の福祉は何かを追求してはじめて結論づけ得られよう。

同じような条件をもつ大阪の老人ホームについて研究してみると、日本人にもこのことは事実として証明されるのではないかと思う。

1. ある養護老人ホーム（公立）は、大阪府立であるにもかかわらず西宮市内に所在していた。
2. 建物が老朽化したので、新築の機会に大阪府下へ移転することにした。
3. 移転計画決定と同時に、老人に心の準備をさせるために計画を発表した。
4. 移転することに不安はもつが、新しい建物、未知の土地への興味につられて、移転を苦にしないもの60%、何の反応も示さないもの30%、西宮市にいたいもの10%であった。女子の老人で長くホームにいるもの程、移転には消極的であった。
5. 準備が整って、大阪府下へ移転したが、その後約一年間に 6 名が死亡した。それ以前は、一年間に 2 名しか死亡していない。

これだけの統計で、老人ホームの老人は、居を移すことアメリカと同様の結果をみたということはできないけれども、老人が居を移さずにすむものであれば、その希望通りにすることが行政上の配慮といえよう。

松風荘

入・退所の別		入 所	退 所	退 所 理 由		
	年 月	人員(人)	人員(人)	入院(人)	死亡(人)	その 他(人)
旧 松 風 荘	47. 4	0	1	1		
	5	2	9	4	2	3 収容替(1名特養)
	6	5	1	1		
	7	1	0			
	8	4	2			2 (収容替1 (希望退荘1))
	9	2	1	1		
	10	3	2	1		1 引取
	11	2	1	1		
	12	1	2	2		
	計	29	29	16	2	11
	48. 1	0	3	2		1 収容替
時 代	2	3	3	2		1 引取
	3	5	3			3 (収容替1名 (引取2名))
	4	1	0			
	計	29	29	16	2	11
新 松 風 荘	48. 5	6	2	(2)		
	6	3	2	(1)		希望退荘 (1)
	7	2	3	(2)		1 希望退荘
	8	1	2	(1)	入院中 (1)	
	9	2	2	()	入院中 (1)	1 希望退荘
	10	5	5	(4)	入院中 (1)	
	11	6	3	(2)	入院中 (1)	
	12	8	2	(2)	()	
	計	46	34	5 (17)	2 (6)	3 (1)
	49. 1	3	2	1 ()	入院中 (1)	
	2	4	3	1 (1)	1 入院中()	
	3	3	5	1 (2)	1 入院中(1) 在荘中()	1 希望退荘
	4	3	3	2 ()		

※() は旧松風荘時代からの入居者数を示した。

この事実からみて、老人には、本人の希望によって居所を自由に選択できるよう、老人住宅を計画する必要がある。この意味からしても、市内の各地域計画のなかに老人アパートや老人マンションを建てることは意味があるといえる。

3-12 老人の持家

わが国では、「恒産あれば恒心あり」という諺があるように、国民性として土地つきの家をもつことが、生涯の希望であった。このことは、農耕国としては当然であったろうが、持家に対する望みは、常に強烈なものがある。

例えば、退職金で何を買うかと言えば、まず、家を買い、残った金で妻と日本を一周旅行するのがサラリーマン定年退職前の夢である。しかしこれは、最近の土地事情から決して容易ではないから、すべての老人が、持家に住んでいるわけではない。

比較的豊かな人々の住んでいる阪神地区の例をみると、

住居の所有者調べ				
所有関係	地区別	西宮市老人 (昭45.7)		宝塚市老人 (昭48.7)
		実数	%	
本人または配偶者の家		801	45.9	77%
子どもなど身内の家		419	24.0	71%
借家		330	18.9	13%
同居間借り		28	1.6	8%
アパート		64	3.7	2%
その他		92	5.3	5%
無記入		9	0.5	1%
計		1,743	100.0	100%

これによても、老人の70%~77%は持家に住んでいると言える。残る30%は、持家でない。

老人世帯の部屋数は、世帯構成員と比較しなければ意味はないが、一応、どの程度の部屋数の家に住んでいるかをみると、次の通り恵まれている。

(西宮市の例)

部 屋 数

部屋数	1	2	3	4	5	6 以上	無記入	計
実 数	55	191	286	315	272	606	18	1,743
%	3.2	10.9	16.4	18.0	15.6	34.7	1.0	100.0

住居の部屋数は、上表のように6部屋以上を有する家屋が最も多く、全体の34.7%であり、5部屋ある家屋に住んでいる老人は15.6%である。したがって老人の50.3%は、5部屋以上ある家屋に住んでおり、西宮市の老人は、一般に住宅事情に恵まれている老人が多い。しかし1部屋だけという住居生活をしている老人が3.2%、2部屋のものが10.9%、3部屋のものが16.4%であり、老人の約3割は、部屋数からいようと3部屋以下の家屋で生活していることになる。

老人が居住している家屋の所有状況について調べてみると、次表に示すように、調査対象者である老人自身の所有か、さもなければその配偶者の所有であるというのが全体の45.9%である。したがって西宮市内に居住する老人の場合には、その約半数は、老人自身の持家であり、自分の家に住んでいることになる。息子たち夫婦と同居している老人が約半数いたなかで、老人が居住している家屋の所有者が、息子または嫁の身内の者の名義になっているものが全体の24.0%いた。したがって、老人のうち約7割は、持家に住んでいるといえるだろう。老人が借家住まいをしているものは18.9%、アパート生活者が3.7%である。

住居の所有者 (西宮市老人のみ再掲)

所有者別	本人又は配偶者	息子、嫁など身内の家	借 家	同 居 間借り	アパート	その他	無記入	計
実 数	801	419	330	28	64	92	9	1,743
%	45.9	24.0	18.9	1.6	3.7	5.3	0.5	100.0

住居の広さを示す畳数からいうと、次表のように、炊事場や風呂場を除き、板の間の部屋も入れた全部の広さが30畳を越える家屋が全体の約3割を越えているが、全体の広さが15畳未満であるという家屋も全体の $\frac{1}{4}$ に達している。部屋の広さが5畳未満のものは1.5%、10畳未満のものは7.7%、15畳未満のものは25.2%、20畳未満のものは40.7%、25畳未満のものは55.9%、30畳未満のものは67.8%、40畳未満のものは81.3%を占めている。

畳 数	畳 数										計
	畳 1~5	畳 5.5 ~10	畳 10.5 ~15	畳 15.5 ~20	畳 20.5 ~25	畳 25.5 ~30	畳 30.5 ~40	畳 40.5 以上	無記入		
実数	26	108	305	270	266	208	236	299	25	1,743	
%	1.5	6.2	17.5	15.5	15.2	11.9	13.5	17.1	1.5	100.0	
累積度数	1.5	7.7	25.2	40.7	55.9	67.8	81.3	98.4	99.9		

老人が自分たちだけで専有している老人部屋を有しているかどうか、について調べてみると、次表に示すように、老人の約 $\frac{3}{4}$ に相当する75.9%の老人は、自分たちだけの専用部屋があると答えている。したがって西宮市内に居住している老人の大半は、住居の状態は比較的恵まれており、現在老人が使用している部屋についても、何ら不自由を感じていないと答えた老人は、全体の8割を越える82.9%にも及んでいる。

老人部屋の有無（西宮市と大阪市）

老人部屋の有無	有	無	無記入、その他	計
実数・%	西宮市 1,325人 75.9%	385人 22.1%	33人 1.9%	1,743
	大阪市※ 685人 60.1%	452人 39.0%	3人 1.3%	1,140

※昭和39年度大阪府民生部老人福祉に関する社会福祉行政基礎

調査報告書より

部屋の不自由、不便（西宮市と大阪市）

部屋の不自由感		不自由、不便を感じていない。		不自由、不便を感じる。		無記入		計	
実数・%		西宮市	1,446	82.9%	234	13.4%	63	3.6%	1,743
		大阪市※	915	80.2%	223	19.5%	2	0.2%	1,140

※昭和39年度大阪府民生部老人福祉に関する社会福祉行政

基礎調査報告書より

現在、使用している部屋に対して不満を感じている老人は、全体の約2割弱であるが、次表に示すように、部屋について不自由や不便を感じている老人のうちの57.7%のものは、部屋が狭いという不満が最も多く、全体の68.2%にも達していた。次に多いのが個室でなく、老人専用部屋のないことを訴えるもので、全体の14.5%に達している。大阪府の調査では、家屋が老朽であるという不満は、全体の約 $\frac{1}{4}$ を越えていたが、西宮市の調査では、家屋構造上の不満は、僅かに5.6%に過ぎなかった。最近日照権の問題がやかましく叫ばれているが、陽当りが悪くて暗いという点を訴えている老人は、7.7%であった。

不自由、不便を感じている理由

理由	部屋が狭い	陽当りが悪い。暗い。	個室でない	構造上の不満	その他	無記入	計
実数	135	18	34	13	28	6	234
%	57.7	7.7	14.5	5.6	12.0	2.6	100.0

住居の広さという点で、老人自身が希望している最低必要畳数は、単独老人の場合には、次のように、6畳の間が必要であると主張するものが最も多く、全体の27.9%を占めている。次に多いのが4畳半で、全体の20.0%である。1,743人の老人のうち、41.4%に相当する723人が答えていないのは、老夫婦で暮らしている老人であり、したがって老夫婦の場合の最低必要畳数に対する意見のみ述べている場合が多い。夫婦の場合も、最低6畳の広さが必要と答える

ものが最も多く、全体の23.3%を占めている。老夫婦の生活に必要な最低畳数として10畳以上と答えたものは、全体の14.2%であるが、この場合には、二部室を希望しているものが多かった。老人だけの部屋として最低どれほどの広さが必要であるかという問い合わせに対して答のないものは、全体の約1割強もいた。この結果から、単身老人の場合には、4畳半ないし6畳の個室を希望しており、夫婦揃っている老人の場合は、畳数よりもむしろ部屋数を二部屋希望していることがわかる。

最低必要の畳数（単身の場合）

最低畳数	3畳	4.5畳	6畳	7.5畳以上	無記入	計
実 数	56	350	487	127	723	1,743
%	3.2	20.0	27.9	7.3	41.4	100.0

最低必要の畳数（夫婦の場合）

最低畳数	4.5畳	6畳	7.5畳	9畳	10畳以上	無記入	計
実 数	53	406	78	160	247	799	1,743
%	3.0	23.3	4.5	9.2	14.2	45.8	100.0

3-13 現在地居住期間

老人は、その土地に居住する期間が長ければ長いほど、それだけ、周囲の地理的、社会的環境になれ、近隣地域社会に多くのなじみ、知人をもってくる。そのことは、孤独感をなくし社会心理的に安定する。

居住期間の長いことは、老人の生活条件に移動がなかったことを意味する。そのこと自体が老人にはよい条件をもたらす。すなわち、老人は、生活環境の変化への適応力が青年に比較して乏しいからである。かかる視点から言えば、「出生地」即「現在地」という条件が最も望ましいと言える。

大橋薰教授の調査によれば、高知市の老人の現在地居住期間は、次の通りである。

いつから居住しているか	老人	一般世帯主
戦前からの居住者	55.7%	35.3%
3年以内の居住者	8.5%	25.7%
6年以内　〃	9.9%	12.7%
9年以内　〃	8.3%	10.2%
13年以内　〃	15.8%	15.7%

すなわち、老人は、戦前からの居住者が多い。言いかえれば、老人は、一般世帯主とくらべて戦後も移動がすくなかったといえる。

なお、現在地即居住地の老人は、

男子　　20%

女子　　6%　で

地帯別には、農漁村地帯が多い。

宝塚市の老人調査によれば、都市的住宅地域と農山村的地域とでは、次の通り大きな差がみられる。

711人の老人に、宝塚市で生まれ教育されたものか、または他からの転入者であるか、宝塚市の小学校を卒業したかどうかを設問する予定であったが、市域拡張などのことだったので、ここには、50年以上の居住者か、それ未満の居住者であるかの二つに分類することにした。

その結果は、次の如く地区によって大きなばらつきがあり、良元と西谷とは全く対照的であった。

市内居住年数

地区別	男					女					合計
	良元	宝塚	長尾	西谷	計	良元	宝塚	長尾	西谷	計	
50年以上	14 (10%)	32 (30%)	15 (25%)	13 (76%)	74 (23%)	24 (14%)	32 (28%)	15 (19%)	15 (68%)	86 (22%)	160 (22.5%)
50年未満	123 (88%)	76 (70%)	44 (73%)	4 (24%)	247 (76%)	140 (82%)	80 (70%)	63 (79%)	7 (32%)	290 (75%)	537 (75.5%)
不明	3 (2%)	1 (2%)	4 (1%)	6 (4%)	2 (2%)	2 (2%)	2 (2%)	2 (2%)	10 (3%)	14 (2%)	
計	140 (100%)	108 (100%)	60 (100%)	17 (100%)	325 (100%)	170 (100%)	114 (100%)	80 (100%)	22 (100%)	386 (100%)	711 (100%)

この調査によって明らかになった如く、地区ごとに居住年数をみると、大きな特徴として次のことが言える。

地区別	男		女	
	50年以上	50年未満	50年未満	50年以上
良元	■			■
宝塚	■■■			■■■
長尾	■■■			■■■
西谷	■■■■■			■■■■■

西谷地区は、50年以上居住している老人（男）が76%を占めている。外来者とでもいえるものは、24%である。

ところが一方、良元地区は、外来者が88%で、殆んどが外部から良元地区へ移ってきた人々である。

宝塚、長尾両地区は、古くから住宅地として開発されてきたから、良元と比べると、50年以上の居住老人が多い。

ここで宝塚市全域のうち西谷地区を除いた他の3地区の老人についてみると、次の通りである。

	男	女
50年以上の居住者	61 (20%)	71 (20%)
50年未満の居住者	243 (80%)	283 (80%)
計	304 (100%)	354 (100%)

すなわち、宝塚市（西谷地区を除く）に居住している老人のうち来者は20%にすぎない。他の80%は、他市で生まれた者で、宝塚の気候、風土、文化に魅力をもって移り住んだものであろう。

これは、近代都市と全く同じ様相を示しているもので、農村的色彩は、完全に消失しているといえる。これら80%の外来者は、宝塚市を永住の地として老後を託し、また若い世代（子・孫のため）の安住の地として選んだ人々であ

る。

八尾市の老人調査において、年令階層別に現在地即出生地の老人を見るに、宝塚市とくらべると八尾市の老人は、そこで生れ、現に住んでいる割合が高い。

八尾市はもともと農村であったのが、近年都市発展が目ざましく、とりわけ大阪市への通勤が便利なため、市の人口は膨張し、外来者が多いことが特長である。これは市の最近の動向的一面を大きく浮きぼりにしているといってよい。

年令	出生地		八 尾 市 内		他 府 県	
	男	女	男	女	男	女
65~69才	39.1%	24.4%	43.5%	46.3%		
70~74才	28.8	32.1	46.6	39.5		
75~79才	48.6	36.2	40.0	36.2		
80才以上	66.6	36.4	45.4	33.3		
計	39.1	30.9	41.1	42.0		
	34.5		41.6			

その出生地をみると、他府県の出身者が41.6%となり、八尾市出身者は、34.5%にすぎない。しかしながら、75才以上の男子老人は、約半数が八尾市出身であることをみても、男子高令者には八尾の土着の老人が多く、女子は結婚によって移転してきた事になる。65~69才の若い老人には、他府県の出身者が八尾市へ移ってきてていることがよみとれる。

3-14 定住の文化的意義

女老人にとっても、住居は家事を成就する場であり、家族のため、隣人のために役立つ場であり、それらの人々と一体になり得る場である。例えば、仕立物をしてあげることによって他人を喜ばせることができ、助けることに参加して、自己の社会生活を広くし、市民的義務を果たし、コミュニティーにおける自己表現を可能ならしめる。世間の人々、若い女性に対しても、自己の経験、知恵を与え、過去と未来との間に渡されるべき家族的役割を伝承する民族文化の担

い手となる。バランスのある家庭生活の助言者としての地位を確保できる。これらのことは、住居と同じ場に続けることの社会的利点といえる。

3-15 社会的变化

以上において、人は老年期において住居を移動させすべきでないという論拠を述べてきたが、その反面において、大きな変化がみられることもつけ加えなければならない。

即ち住居に対する愛着という問題が、(1)今まで通り、血縁者、友人と接触していたい気持とは別に、(2)物質的理由（老人の住居の非衛生的なこと）との交錯によって変化をみつつあることである。

さらにまた、(1)二世代（老人と若者）同居に対する否定的な態度が一般化しつつあること。(2)親と子は別居していても、密接な感情的きずなは存在していること、(3)新しい家族パターン（別居しているが密接）の創設が可能であることの3つが顕現化している。この動きが、このまま続くものとすれば、異なる世代に対する居住様式の選択について新しい角度から検討を加える必要があろう。

つまり、各世代の人々を一まとめにして集め、生活を独立させる方法である。これは、ペア住宅と呼んでもよい。この最大の利点は、経済的連帶と節約の可能性ということである。

これを具体化する際の困難としては、

- (1) 老人に与えられる財政保障の水準、すなわち家賃手当の創設の必要性である。たしかに、収入、所得の低い状態にある老人が、収入のある青年労働者と同じ基準（建築費）で家賃を支払うことができるかは疑問である。
- (2) 老人に、彼に与えられるものを受けとる方法のまずさがある。新しい措置に対する老人の抵抗を、いかに調和させるか。

例えば、ペア住宅を建築してから、ペア住宅の普及宣伝をして募集することは、老人には、受け入れ難い損傷を残すものである。

ペア住宅が何故計画されたかを十分に説明し、それはまた引退前の労働者市民に対してなされるべきであろう。そうすれば、現在、または将来の引退予定者にも

決心させることを容易ならしめよう。また、老人の住居、老人をとりまく家庭、家族問題、老人ホームの見学、等は引退前に教育され、見学させるべきである。本当の生涯教育は、引退準備期よりも青年期から開始されるべきで、ライフサークルにおける物質的計画と同様に住宅のプランが含まれるべきである。

また、老人の持家住宅の要否についても調査をし、一般老人が持家をすることの利点がないことを明らかにすべきである。かかる息の長い老人層に、個別化されたニードに基づく情報を提供することが、新しい居住様式の選択についての実現可能性をもたらすものである。

すなわち、住いについて各方面（社会学、心理学、福祉学）からの教育情報の提供は、引退前の労働者市民に対して十分になされなければならない。

老人が古くから住みなれた住居に留まりたいということは、今までの沢山のアンケート調査において示された回答で明らかであり、われわれは、これを尊重して、住居の継続性に関する選択権を老人に与えた場合に、老人はその住居にすみつづけるであろうと考えてきた。

しかし、ここに注意すべきことは、アンケートの時と、選択のときとの間ににおいて、変化がないものかどうかという疑問である。

新しくできたペア住宅が、老人の要求するニード全体に応じている場合と、そうでない場合とでは、現実に移転ということの可否について、新しい要因が生れる。ある老人は、前から住んでいた住居をすべて息子と同じペア住宅に移ると決意していたが、ペア住宅の環境が老人に好ましくないものと認められたとき、老人は単独で行動することもあり得る。場合によっては、感情的要因から田舎へ帰ってしまうこともある。また、予算上の制約でペア住宅が老人の選択の客体にならない粗末なものであったり、家賃が高いために移転を思い留まらせる結果になることもある。

すなわち、ペア住宅は、住宅の建てられる地所が老人によって選択され、そこに老人のニードがかなえられる条件のものでなければならない。

第4章 団地と老人

4-1 団地

イギリスでも、団地は、若い家族に住居を提供するために発展したものである。それらの若い家族は、結婚生活の当初の住いとして団地に住んだものや、都市のスラムに近い地区の不適当な住宅、不当に高い借家などから団地へきたものである。

老人達の場合は、息子に連れられて団地へ移ってきたものが多いが、そのうちに、息子は、他へ転勤したり、近くに別居してしまって、老人だけが住んでいる。

住宅公団が、老人に移転をすすめることがあっても、すでに、5年以上も住みなれた老人達は、移転を望まないということもある。それは、老人にとって、仲間づきあいができる、そのコミュニティに愛着を感じているのに、その年令になって、不便、移転費用、なじみのない地域へ行くことによって、なれた社会生活が中断されるおそれをもっているからである。

老人が移転することを望む要因としては、

- (イ) 同じ水準の設備、広さをもっていること
- (ロ) 今の家賃より安いこと
- (ハ) 現在の家からあまり遠くないこと

があげられる。この点に関して思い出されることは、大阪市豊里の公団のペア住宅は、家賃が高いために、家の構造は老人向きであっても敬遠される大きな原因があると言えよう。かかる場合にとられる手段としては、老人用居室に対して家賃補助制度を採用する以外にない。

もともと公共住宅即団地には、老人で住んでいる者が少なかったが、今日では、古い団地には、老人人口が増加してきた。将来団地は、老人の町となるであろう。しかし、一人ぐらし老人は、民間の文化住宅をかりたり、設備共同のアパートに住んで、貧しい老人は、生活保護法の住宅扶助費を受けて、そこに定住しつづけることができるならば、ありがたいことである。

しかし、反面において、一人ぐらし老人が、広い自分の持家に住み、そのうえもしも、その老人が無収入である場合には、財産としての家はあるが、生活費としての収入がないという全く矛盾した事態になってしまう。もし、使わない部屋を貸した時は、生活保護費の減額となり、生活が苦しく、不安定になる。例え過大住宅に住んでいても、まことに不便かつ不自由な日常生活を余儀なくされることになる。

この場合、老人の持家を抵当にして、公的機関が、相当の金を貸すことができるならば、生活扶助費は、支給する必要はなく、老人は豊かな生存を死に至るまでつづけることが可能となろう。かかる政策を制度化することを検討してみることも老人の住いをとりまく生活資源利用でなかろうか。

4－2 居住の継続

ある政府は、持家制度とか、年代に応じて住居は、夫婦2人きりの2DKから、子供が増えた場合の3DK、4DKへ、そして老人二人きりになった場合に、再び2DKとか、1DKへ移動すればよいという政策を考えているが、私は占有権が老人の心的保障に役立つのは否定しないが、大きなものとは考えないし、引退後において再び住居を田舎へ移すとか、整理するということは、考えられない。古くからの自宅（居住場所）に留まるということは、今までに従事していた職業生活、社会的活動をつづけること、それを通じて、その老人がもっていた喜びや興味をとりまく諸活動をつづけることを可能ならしめる。それを移動さすことは、過去の生活のすべてとの断絶を意味する。

同じ住居に居つづけることは、独立と自由を保障する。自分のリズム、自分の馴れた生活の時間帯、自分の欲望、趣味、習慣、予算に従って生活ができる。例え、自分にハンディキャップがあっても、それを自然な姿で自分も社会も承認してくれる。そこでは、自分の友人を習慣的なきまりにもとづいて何の拘束もなしに迎えることができる。すなわち、同じ住居に住み続けることは、そのコミュニティの中に自己を溶けこませてしまうことである。近隣の人々にも、貧富にかかわらず、ハンディキャップの有無にかかわらず相手になってもらえ

るし、心おきなく接触を保ちうるし、同年輩の人達は言うに及ばず青年達とさえ、同じ住宅地の仲間として接近を保ちうる。これは、その老人が青年たちによく知られ、評価されていればいる程、青年との接触が維持され、かつ老人が正当に評価されることを意味する。

老人は、青年の知らない過去の歴史を語ることができる。そのことは青年にとって最も大きな文化的資源として、老人を評価せしめる。

また、隣人は、古くから住みついている老人に対しては、世話、愛情を分かち得るが、新しい居住者に対して同様のことを期待することは、困難である。

ある問題が、そのコミュニティに起った場合は、古老は、歴史的事実と習慣に基いて分別ある解決案を提起することができる。

4－3 団地老人の居住期間

団地老人の現在地居住期間をみると、団地老人の準備調査（男52人、女131人）によれば次の通りである。

老人の性別 居住年数	男		女		計	
	実数	%	実数	%	実数	%
3年以内	11	21	45	34	56	31
6年以内	9	17	38	29	47	26
9年以内	9	17	14	11	23	13
12年以内	13	25	28	21	41	22
13年以上	9	17	5	4	14	8
不　明	1		1		2	1
計	52	(100%)	131	(100%)	183	(100.00)

男老人は、7年以上居住者が約60%、女は36%で、男老人は、団地へきて長い期間居住しているが、女老人は、短いものが多い。すなわち、団地は、男老人には、定着していくものが多いと予想される。

人は生まれてから結婚するまで、少年期は、親と居所をともにし、親とともに移動するものである。団地に住んでいる老人たちに、「結婚後、団地に住

むまで何回転宅したか」を「団地の住み心地調査」によって調査した結果は、次の通り、団地にくるまでに2回転宅しているものが多い。しかし、男より女の方に転宅率が高いが、大きな有意差は認められない。

老人の性別 転宅回数	男		女		計	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%
転宅したことなし	1	1	—		1	1%
1回転宅した	15	19	26	24	41	22%
2回転宅した	23	30	31	29	54	29%
3回〃	19	25	21	20	40	22%
4回〃	6	8	8	7	14	8%
5回以上〃	11	14	15	14	26	14%
無回答	2	3	6	6	8	4%
計	77	(100%)	107	(100%)	184	(100%)

転宅をすることが、好きか嫌いかを調べると、好きという老人は稀で、殆どの老人は、仕方なく転宅しているし、もう団地から他所へは、転宅したくないと答えている。

老人の性別 転宅について	転宅は、お好きですか。					
	男	女	計		男	女
実 数	%	実 数	%	実 数	%	
すき	7	9%	9	8%	16	9%
くらい	23	30	19	18	42	23
しかたなく転宅している	20	26	45	42	65	35
もう転宅したくない	16	21	23	21	39	21
どこかへ転宅したいと思っている	4	5	6	6	10	5
無回答	8	9	5	5	13	7
計	78	(100%)	107	(100%)	185	100%

回答重複しているものもいる。

どこかへ転宅したいと答えた5%の老人は、その団地生活をのがれたいと思っていることを明らかに意志表示しているものであるが、約80%の老人は、その団地をこれからも永く居住地と考えている。

それら80%の老人は、団地の地理的、社会的条件を受け入れ、近隣にも友人をつくり、社会心理的に安定した生活をつづけたい人々である。これは、移動を好まない老人の心理のあらわれであり、同時に団地は、一応満足できる、または、あきらめ得る条件が満たされたためであろう。

団地を仮りの住居であるとして利用しているのは、老人世帯ではなく、転勤の多い「成長しつつある若い世帯」である。これらの若い世帯は、子供が成長すると、団地が狭小のため勉強部屋がないという不満をもつものが多い。すなわち、もし団地サイズが、大きな4LDK以上であれば、この脱出世帯も団地に住み続けるであろう。実に、団地は、若者の利用から老人の居住地へと転質しつつあると言える。近い将来において、公団の使命は、「住宅に困窮している者のために」から「老人をかかえた勤労者を含めた世帯のために」と変更しなくてはなるまい。

4-4 団地に住む老人の増加

団地に関する調査では、団地居住世帯数と人員は把握されているが、老人のいる世帯数については詳細な調査が試みられていない。

ここには、大阪近郊の団地17について、総世帯数と65才以上の老人のいる世帯数及び老人数を調査した。（昭和49年9月）

その結果、老人のいる世帯は、2~24%までに幅が大きく、特に古くからある団地（西宮市甲子園九番町市営住宅、瓜破西府営住宅など）には、老人が多いし、新しい団地には老人が少ないことが明らかになった。

瓜破西府営住宅についてみると、前に実施した昭和38年には、老人のいる世帯は6.6%であったが、昭和49年9月には、10%となり、老人の定着が大きく伸びている。

これだけで速断することはできないにしても、団地は古くなるにしたがって

老人の居住する比率が高くなることがうかがえる。

団地が創設しかかった昭和35年頃は、団地は、若夫婦と幼児・学童によつて構成されていた。この特異な年令構成が、いつまでも続くのか、それとも団地の年数が増すにしたがつて、この年令構成が高年令層へもち込むのかについては、予想がたつていなかつた。（団地のすべてP. 65参照）

しかし、10年の歳月を経てみると、団地は、青年世帯から老人を含む若夫婦の社会へと変化しつつあることが明らかになつてきた。

団地世帯に占める老人の数・割合 (65才以上を対象)

49. 9 調査

調査項目	団地名	合計																
		※1 西武庫団地	※2 西武庫団地	伊丹市寺本公園住宅	西宮市浜甲子園団地	西宮市甲子園団地	西宮市富田町富田団地	府営住宅佐野台団地	玉川橋団地	新千里桜ヶ丘住宅	新千里北町二丁目C団地	吹田市津雲台団地	吹田市阪府住宅公園	千里桃山台団地	千里桃山台団地	瓜破西府営住宅	出来島公園住宅	
府営・公社・公団の別	公團	府営	府営	混合多	公社	公團	公社	公團	公社	公團	公團	府営	市営	公團	公團	公團		
団地の総世帯数	875	1,716	1,040	313	181	730	1,050	550	730	272	1,530	2,450	1,221	424	4,612	600	2,192	15,844
65才以上の老人のいる世帯数	64	177	58	10	4	42	101	23	49	19	32	53	81	103	314	35	/	1,112
団地の総世帯に対する比	(7)	(10)	(5)	(3)	(2)	(5)	(9)	(4)	(6)	(6)	(2)	(2)	(6)	(24)	(6)	(5)		(7)%
65才以上の老人数	72	177	62	11	5	47	109	28	54	22	35	56	94	108	379	40	116	1,243
男の人数	30	69	20	2	1	19	38	13	23	11	12	20	38	23	105	12	41	416
女の人数	42	108	42	9	4	28	71	15	31	11	23	36	56	85	274	28	75	827
65才以上の老人のいる世帯数	8	0	4	1	1	5	8	5	5	3	3	3	13	5	65	5	/	131
団地の総世帯に対する比	(0.9)	(0)	(0.4)	(0.3)	(0.5)	(0.6)	(0.7)	(0.9)	(0.6)	(1)	(0.2)	(0.1)	(1)	(1)	(1)	(0.8)	/	(0.8)%
老人クラブ加入者数	42	129	37	1	4	17	46	13	40	6	24	33	94	91	110	40	83	694
65才以上老人に対する比 (加入率)	(56)	(72)	(60)	(9)	(80)	(40)	(42)	(46)	(74)	(27)	(68)	(59)	(100)	(84)	(29)	(100)	(72)	(56)%
男の加入者数	9	44	13	0	1	7	13	5	12	1	8	12	38	19	25	12	28	207
女の加入者数	33	85	24	1	3	10	33	8	28	5	16	21	56	72	85	28	55	487
団地設置の年 (老人クラブの回答による)	32年	38年				42~47	40年		40年		46年	48年			37年	31年	37年	

※1 富田団地は昭和48年をもとにした類推値

※2 西武庫団地は70才以上を対象

合計には※1、2を入れず。

備考：老人世帯率の高い団地は、老人に環境、家賃等の点で人気がよく、老人クラブも活動的。

経年数の多い割に老人世帯の少ない団地は、入居者の移動率が年間15%ぐらい。(例・伊丹市寺本公園住宅)

団地世帯に占める老人の数・割合 (65才以上を対象)

49. 9

調査項目	団地名	出来島公園住宅	瓜破西府営住宅	千里桃山台団地	(社)千里里診療所・商店街	千里桃山台団地	千里桃山台団地	日吹木市住宅公団	吹田市津雲台団地	新千里桜ヶ丘住宅	玉川橋団地	※1高槻市牧田町	府営住宅	西宮市甲子園団地	西宮市甲子園団地	伊丹市公園住宅	※2西武庫団地	合計と平均
府営・公団・公社の別	公團	府営	府営	混合	公社	公團	公社	公團	公社	公團	公團	府営	市営	公團	公團	公團		
団地の総世帯数	875	1,716	1,040	313	181	730	1,050	550	730	272	1,530	2,450	1,221	424	4,612	600	2,192	15,844
65才以上の老人のいる世帯数	64	177	58	10	4	42	101	23	49	19	32	53	81	103	314	35	/	1,112
団地の総世帯に対する比	(7)	(10)	(5)	(3)	(2)	(5)	(9)	(4)	(6)	(6)	(2)	(2)	(6)	(24)	(6)	(5)	/	(7)
65才以上の老人数	72	177	62	11	5	47	109	28	54	22	35	56	94	108	379	40	116	1,243
男の人数	30	69	20	2	1	19	38	13	23	11	12	20	38	23	105	12	41	416
65才以上の老人のいる世帯に対する比	(46)	(38)	(34)	(20)	(25)	(45)	(37)	(56)	(46)	(57)	(37)	(37)	(46)	(44)	(33)	(34)	/	(37)
65才以上の老人数に対する比	(42)	(39)	(32)	(18)	(20)	(40)	(35)	(46)	(43)	(50)	(34)	(36)	(40)	(21)	(28)	(30)	(35)	(33)
女の人数	42	108	42	9	4	28	71	15	31	11	23	36	56	85	274	28	75	827
65才以上の老人のいる世帯に対する比	(65)	(61)	(72)	(90)	(100)	(66)	(70)	(65)	(63)	(57)	(71)	(67)	(69)	(82)	(87)	(80)	/	(74)
65才以上の老人数に対する比	(58)	(61)	(68)	(82)	(80)	(60)	(65)	(54)	(57)	(50)	(66)	(64)	(60)	(79)	(72)	(70)	(65)	(67)
65才以上老人が二人以上いる世帯数	8	0	4	1	1	5	8	5	5	3	3	3	13	5	65	5	/	131
団地の総世帯に対する比	(0.9)	(0)	(0.4)	(0.3)	(0.5)	(0.6)	(0.7)	(0.9)	(0.6)	(1)	(0.2)	(0.1)	(1)	(1)	(1)	(0.8)	/	(0.8)
老人クラブ加入者数	42	129	37	1	4	17	46	13	40	6	24	33	94	91	110	40	83	694
65才以上老人数に対する比(加入率)	(56)	(72)	(60)	(9)	(80)	(40)	(42)	(46)	(74)	(27)	(68)	(59)	(100)	(84)	(29)	(100)	(72)	(56)
男の加入者数	9	44	13	0	1	7	13	5	12	1	8	12	38	19	25	12	28	207
65才以上男子老人に対する比(加入率)	(30)	(64)	(65)	(0)	(100)	(37)	(34)	(38)	(52)	(9)	(67)	(60)	(100)	(83)	(24)	(100)	(68)	(50)
老人クラブ加入者に対する比	(21)	(34)	(35)	(0)	(25)	(41)	(28)	(38)	(30)	(16)	(33)	(36)	(41)	(20)	(22)	(30)	(33)	(30)
女の加入者数	33	85	24	1	3	10	33	8	28	5	16	21	56	72	85	28	55	487
65才以上女子老人に対する比(加入率)	(79)	(79)	(57)	(11)	(75)	(36)	(47)	(54)	(90)	(45)	(69)	(58)	(100)	(85)	(31)	(100)	(73)	(59)
老人クラブ加入者に対する比	(79)	(66)	(65)	(100)	(75)	(53)	(72)	(62)	(70)	(84)	(67)	(64)	(59)	(80)	(78)	(70)	(67)	(70)

〔記〕1. () 内の数字は% (パーセント) をあらわす。

2. ※1 富田団地は昨年をもとにした類推値。

3. ※2 西武庫団地は70才以上を対象。 よって合計には※1、※2を入れず、参考としてあげた。

4-5 老人はアパートの1階へ

農村では平屋建ての老人住宅をたてることが可能であろう。都市では老人もアパートに住むであろうが、老人にはなるべく1階の居室を与えるべきである。もし2階以上の場合は、エレベーターを設備すべきである。

府営高層住宅における高令者の居住状況調

大阪府建築部調査（昭和38年1月現在）

住宅地	区分	1階	2階	3階	4階	5階	計	備考	
								所在地	建設年度
上大和川	65才以上の者のいる世帯	9	8	10	4		31	東住吉区	33年度(200)
	その他の世帯	57	58	56	62		233		34年度(64)
	計	66	66	66	66		264		
天下茶屋	65才以上の者のいる世帯	1	1	0	1		3	西成区	28年度
	その他の世帯	15	15	16	15		61		
	計	16	16	16	16		64		
箕面	65才以上の者のいる世帯	8	1	3	3		15	箕面市	28年度
	その他の世帯	60	67	65	65		257		
	計	68	68	68	68		272		
瓜破	65才以上の者のいる世帯	34	25	22	19	5	105	東住吉区	34年度(184)
	その他の世帯	368	378	381	302	54	1,483		35年度(717)
	計	402	403	403	321	59	1,588		36年度(687)
筆ヶ崎	65才以上の者のいる世帯	5	8	4	7		24	天王寺区	23年度(96)
	その他の世帯	45	42	46	43		176		24年度(48)
	計	50	50	50	50		200		25年度(56)
岸和田	65才以上の者のいる世帯	0	1	2	0		3	岸和田市	35年度
	その他の世帯	9	8	7	9		33		
	計	9	9	9	9		36		
瓜破東	65才以上の者のいる世帯	3	4	4	5		16	東住吉区	35年度(120)
	その他の世帯	63	62	62	61		248		36年度(144)
	計	66	66	66	66		264		
帝塚山	65才以上の者のいる世帯	0	1	4	1		6	阿倍野	26年度
	その他の世帯	12	11	8	11		42		
	計	12	12	12	12		48		

住宅地	区分	1階	2階	3階	4階	5階	計	備考	
								所在地	建設年度
高 槻	65才以上の者のいる世帯	0	0	3	2		5	高 槻 市	27年度
	その他の世帯	18	18	15	16		67		
	計	18	18	18	18		72		
美 原	65才以上の者のいる世帯	0	0	1	0		1	南河内郡	36年度
	その他の世帯	9	9	8	9		35		
	計	9	9	9	9		36		
椎 寺	65才以上の者のいる世帯	2	1	2	2		7	天王寺区	24年度
	その他の世帯	10	11	10	10		41		
	計	12	12	12	12		48		
西 枚 方	65才以上の者のいる世帯	0	1	1	0		2	枚 方 市	29年度
	その他の世帯	8	7	7	8		30		
	計	8	8	8	8		32		
岸 和 田	65才以上の者のいる世帯	4	1	3	3		11	岸和田市	28年度(32) 29年度(80)
	その他の世帯	24	27	25	25		101		
	計	28	28	28	28		112		
上 新 庄	65才以上の者のいる世帯	6	4	3	3		16	東淀川区	29年度
	その他の世帯	26	28	29	29		112		
	計	32	32	32	32		128		
下 新 庄	65才以上の者のいる世帯	6	12	6	8		32	東淀川区	32年度(112) 33年度(144)
	その他の世帯	58	52	58	56		224		
	計	64	64	64	64		256		
西 長 居	65才以上の者のいる世帯	5	12	4	0		21	住 吉 区	27年度(136) 28年度(200)
	その他の世帯	79	72	80	84		315		
	計	84	84	84	84		336		
両 国	65才以上の者のいる世帯	5	4	2	0		11	住 吉 区	28年度
	その他の世帯	61	62	64	66		253		
	計	66	66	66	66		264		
苅 田	65才以上の者のいる世帯	2	10	3	0		15	住 吉 区	31年度
	その他の世帯	84	76	83	86		329		
	計	86	86	86	86		344		
苅 田 北	65才以上の者のいる世帯	9	12	14	10	6	51	住 吉 区	32年度(408) 33年度(48)
	その他の世帯	91	88	86	90	50	405		
	計	100	100	100	100	56	456		
茨 木	65才以上の者のいる世帯	0	2	3			5	茨 木 市	27年度
	その他の世帯	22	20	19			61		
	計	22	22	22			66		
小 坂 西	65才以上の者のいる世帯	0	0	1			1	布 施 市	〃
	その他の世帯	16	16	15			47		
	計	16	16	16			48		

住 宅 名	区 分	1階	2階	3階	4階	5階	計	備 考	
								所在地	建設年度
八 尾	65才以上の者のいる世帯	4	5	15	3		27	八 尾 市	29年(152) 33年(48)
	その他の世帯	46	45	35	47		173		
	計	50	50	50	50		200		
四 宮	65才以上の者のいる世帯	1	4	6	2		13	北河内郡	29年
	その他の世帯	15	12	10	14		51		
	計	16	16	16	16		64		
高 石	65才以上の者のいる世帯	3	4	10	1		18	泉 北 郡	〃
	その他の世帯	29	28	22	31		110		
	計	32	32	32	32		138		
矢 田 部	65才以上の者のいる世帯	21	26	13	9	6	75	東住吉区	32年(144) 33年(248) 34年(344)
	その他の世帯	151	146	159	163	42	661		
	計	172	172	172	172	48	736		
姫 島	65才以上の者のいる世帯	1	1	3	5		14	西淀川区	34年度
	その他の世帯	23	27	25	23		98		
	計	23	28	28	28		112		
池 田	65才以上の者のいる世帯	1	1	1	1		4	池 田 市	26年度
	その他の世帯	11	11	11	11		44		
	計	12	12	12	12		48		
此 花	65才以上の者のいる世帯	0	0	2	0		2	此 花 区	29年度
	その他の世帯	8	8	6	8		30		
	計	8	8	8	8		32		
金 岡	65才以上の者のいる世帯	16	16	20	11		63	堺 市	28年度(128) 29年度(384)
	その他の世帯	112	112	108	117		449		
	計	128	128	128	128		512		
大 浜	65才以上の者のいる世帯	0	1	2	4		7	堺 市	26年度
	その他の世帯	32	31	30	28		121		
	計	32	32	32	32		128		
北 島	65才以上の者のいる世帯	2	1	2	1		6	阿倍野区	26年度
	その他の世帯	18	19	18	19		74		
	計	20	20	20	20		80		
寺 山	65才以上の者のいる世帯	8	2	8	0		18	東 区	24年度(56) 25年度(232)
	その他の世帯	64	70	64	72		270		
	計	72	72	72	72		288		
夕 阳ヶ丘	65才以上の者のいる世帯	1	1	1	0		3	天王寺区	23年度(39) 24年度(9)
	その他の世帯	11	11	11	12		45		
	計	12	12	12	12		48		
合 計	65才以上の者のいる世帯	25.5%	27.0%	28.2%	16.6%	2.7%	100%	(8.6%)	(91.4%) (100%)
	その他の世帯	1,611	1,707	1,783	1,055	17	631		
	計	1,816	1,817	1,817	1,697	163	7,310		

この調査は、団地に住む老人が何階に何人住んでいるかを調べた日本で最初のまとめたものであるが、これによって明らかになるごとく、65才以上の老人のいる 631 世帯のうち 1 階 2 階に住んでいるのは 52% で、あとの約 48% は 3 階以上に住んでいる。これらの老人のうちには健全な肢体をもつものもいるが、心臓が弱いとか、脚が不自由な老人もいることは想像に難くない。日々の生活において、これらの不便をとりのぞくことができるならば老人の日常生活は、外へ出やすくなり、一層社交も増進される。老人に関する福祉行政は、僅かな配慮で大きな効果をもたらすことができる。

4-6 団地老人の部屋

団地の老人は、2DK、3DKに住んでいる。これは、団地の基準サイズが 2DK から 3DK であるから当然であるが、この住空間に何人が起居しているかが問題である。一般平家と比較することはできないが、少くとも老人 1 人、若夫婦 2 人、孫 1 人とすれば 4 人、また老人 2 人、若夫婦 2 人、孫 2 人とすれば 6 人である。果して 2DK、3DK に 4~6 人が住めるか。

次の調査によっても明らかなように、2DK に老夫婦、若夫婦、学令前の子 2 人の計 6 名が住んでいる事例が現に存在していることによっても、いかに狭小であるかは明白である。

A表 第2次準備調査における住宅の型

住宅の型	男老人	女老人	計
テラスハウス	1 件	3 件	4 件
1DK	0	9	9
2K	1	7	8
2D	0	2	2
2DK	31	34	64
2LK	1		1
2LDK	1	4	5
3L、3DK	7	44	52
3LDK	3	12	15
4DK	1	6	7
4LDK		1	1
無回答	4	25	29
計	50	131	181

B表 団地生活における主婦と老人

(団地の主婦を対象にしたアンケートより)

団地住宅の型とそこに住む人員

団地の型	老 人	大 人	子 供		居住人員 合 計	件 数
	注①	注②	学令以上	学令前		
2DK	2	2			4人	1
	2	2	1		5	1
	2	2	2		6	1
	2	2		2	6	1
	1	1			2	1
	1	2			3	2
	1	2	1		4	2
	1	2		1	4	3
	1	2	2		5	4
	1	2		2	5	2
	1	2	3		6	1
	1	2	2	1	6	1
3K	1	2		2	5	1
3DK	1	2			3	1
3LDK	1	2	2		5	1
4DK	1	2		1	4	1
	1	2	2		5	2

注① 老人夫婦と若夫婦を2で示す。単身老人を1で示す。

注② 大人2は夫婦、1は単身の大人

専用の部屋をもっているかは、部屋数とも関連があり、居住人員とも関係することであるが、また老人の男女によってもちがう。

部屋の状態	老人の男女	男	女
老人専用の部屋のあるもの	69%	71%	
その広さは	約4畳	4.5畳	
実際に使える広さは	約4畳	3畳	
その部屋で寝ているのは	老人だけ	老人と孫	

男老人は、女老人とくらべて狭い部屋をもっているが、部屋の中には、家具などがおいてないから広く使える。女老人は、4.5畳の部屋に家具をおいているから、実際に使えるのは3畳である。

また、男老人は、老人夫婦でねるか、単身になった男老人がひとりでねているが、女老人は、狭い部屋に孫をひきとつてねている。

来客があっても泊ってもらうこともできないし、あるいは、客の側で気をきかせて泊ることも遠慮する。これも親類との交際を疎遠にする原因となる。

是非とも老人用の部屋は、6畳～8畳にすべきである。

男老人でその部屋において孫と一緒に寝るものが極めて少なく、殆どの男老人は、老夫婦でねているか、ひとりでねているが、これは孫（とりわけ孫娘）が男老人と一緒に部屋にねることを拒否しているケースが多いことを意味する。これに反し、女老人すなわち祖母は、孫とねているケースが多いのは、孫（男でも女でも）は祖母と同じ部屋にねることに馴れているからである。

4-7 移転を望んでいる老人もいる

1947年のイギリスの大都市の老人（70才以上）2230人についての調査では、現在の住いからの移転希望者は、大都市の中心部では28%、周辺部では18%である。（バーミンガム市の調査）その理由は、

家が広すぎる 27.0%

過密 7.0%

家賃が高すぎる 4.3%

その他、便所、風呂がないことを理由にしているものもある。

しかし、移転する先が希望どおりにならないために、老人はそのまま居すわっている。

家主のなかに、老人が死ぬのを待っていて、あと売却しようとしているものがいることは、日本（八尾市）も同じである。（第1部現在の老人問題2-6参照）

4-8 スープのさめない距離

若い夫婦と同じ屋根の下に住むことを望まないけれど、家族は互いに近くに住んでいたいと思っている老人も多いから、若い世帯用と老人用住宅の両者の敷地を決定する際には、そのことを十分に考慮に入れなければならない。隣りあって住むとか、近くに住んで、必要に応じて、隨時寄り集まる程、近いことを希望するものが多い。一人ぐらし老人の調査をしても、形の上では、老人が一人でくらしているが、実際は近くに娘や嫁がいて緊密な家族的保護の網の中で暮している老人が案外多い。

これを八尾市の人ぐらし老人調査において、病気の時の世話人は誰かとたずねると、次の通りである。

世話をするもの	老人の性別	男	女
親族・親類		69%	81%
他 人		10%	20%
世話をしてくれる人がない		4 %	9 %
入院する		23%	18%

また、団地のひとりぐらし老人5名についてみると、娘4人、妹1人で、いずれも団地の近くに住んでいることがわかった。

これらの事例から、別居していても、一つの世帯としての機能をしているものが多い。

4-9 団地老人と電話

老人生活の文化面を、何を基準にして測定するかは、過去において調査されたことがない。それは文化生活とは何かが明確でないからである。ここには電話の有無を中心として、団地老人の文化条件の一つを調べてみる。

最近実施した老人調査のうちから例示してみると次の通りである。

調査年月	調査対象	電話有		電話無	
		男	女	男	女
昭和47年1月	伊丹市寺本公団住宅	75%		25%	
		77%		23%	
昭和48年7月	宝塚市老人調査	72%	92%	8%	8%
	宝塚市ひとりぐらし老人調査	75%	72%	25%	28%
昭和49年8月	八尾市ひとりぐらし老人調査	42%	34%	58%	66%
昭和49年9月	団地老人調査	98%	92%	2%	8%

この調査結果だけから団地老人は、他の老人とくらべて文化的に豊かな生活をしていると判断できないが、すくなくとも、測定が可能な電話の有無ということからみれば、団地老人は、経済的に関西で上位の都市市民である宝塚市老人よりも文明の利器である電話を所持しているといえる。

一般に住宅文化を論じる場合には水洗便所の有無を評点とするが、団地はすべて水洗便所である。

その他、個人の文化需要としてはテレビの有無などがあげられるが、今日は、有無を調査するよりも、むしろ一世帯に何台あるかを調査すべきである。今回はそこまで調査の密度を深入りしなかった。

4-10 団地の老人クラブ

この調査は、昭和49年6月に大阪府下の団地で老人クラブの結成されているところに、アンケートを送り、クラブの会長に記入回答を求めたものである。

公営団地31、公団23、公社3、私企業3が主なものであるが、それぞれについて分析して表1～11まで作成し、若干のコメントを付することにした。

- (1) 最近の各種の老人調査をみると、老人で、その地域の老人クラブに加入しているものは、65%ぐらいになっている。それは、老人クラブのない地域がないからである。ところが団地には、必ずしも老人クラブは普及していない。大阪市内の団地58のうち、老人クラブのあるものは4にすぎず、大都市の団

地には殆んど老人クラブが結成されていない。しかし、同じ団地にあっても枚方市内では、16団地のうち、半数以上の9団地が老人クラブを結成している。（表1）

- (2) 老人クラブは、昭和38年の老人福祉法が施行されてからは順調に進んでいるが、それまでは、表2にみる如く極めて遅々とした結成状況であった。
- (3) 団地に老人クラブが結成された当初は、団地自治会の世話人によって進められているところが多く、ついで団地婦人会であった。一般地域の老人クラブが民生委員や社会福祉協議会のあっせんで結成されているのとくらべて団地自治会の貢献度は非常に大きいことがうかがわれる。

自治会活動の目的は、各年令層を含めて居住者同志の親睦をはかることがある。団地内部の矛盾を解決したり、団地住民の要求を社会に訴え働きかけるにしても、団地自体がまとまっていなければならない。

見ず知らずの人たちが集まってできた団地だけに、お互いが知り合い、仲よくなる場をつくることは大きな課題といえる。

そのために、集会所を利用しやすくするよう公団に働きかけたり、各年令層のクラブ活動やサークル活動などを積極的に応援すべきである。なかでも、団地全体が一つのお祭り気分にひたれる行事、例えば団地老人大会などはよい。会場には夜店も並び、日ごろとはうってかわった、うきうきしたなごやかな雰囲気をつくり出して、子供も大人も老人も喜びにひたって大きな輪をつくることになる。この行事には、多くの居住者が参加する。

一日中、家族全員が飛んだり走ったりする機会は、めったにあるものではないから、老人運動会も得難い機会である。こういう行事が次第に根を張っていくことによって、居住者どうしの親睦が深まり、共通の問題について団地の人たちが親しくなる。

「ドア一枚でわが城」という団地だけに、そんな行事が契機となって、近所どなりの老人が知り合いになる。

自治会活動が多過ぎるため、役員のなかには、老人について無関心な若い人がいるということをよく耳にするが、自治会活動を進めていく上にも、団地

は、近いうちに老人の町になることを改めて自覚する必要がある。

(4) 公団以外の団地の老人クラブの開催回数は良好とは言えない。年1回とか6回という低調な開催状況では、クラブ活動を実施しているとは言われない。それらのクラブは敬老会とかわらない。この点、公団の老人クラブはクラブとして、最も適正な開催状況にあると言える。

また、件数が少ないうらみはあるが、公社内の老人クラブ（3つ）の開催回数は最もクラブらしいといってよからう。

老人が集まってお茶をのんだり、趣味を楽しんだりする会は戦前も盛んであった。戦後大阪において老人クラブが結成されはじめたのは、1951年（昭和26年）頃からである。民生委員、婦人団体、社会福祉関係者が世話役を引受けつくりはじめたが、2、3年のちには老人自らがクラブを作り、大阪市がモデルとなって全国的に老人クラブがはじめられた。

老人が集まりさえすれば老人クラブであるという誤解があるが、クラブと敬老会とは次の如く本質的に異なっている。

老人クラブとよんで老人俱楽部と言わないのは、外国でもクラブというのはライオンズ・クラブでも明らかな如く、必ず社会奉仕活動をする会に対してつけられる名称である。また同業者や有志が集まって結成している場合には、アソシエーションと呼んでいる。

俱楽部は、集まる場所を意味しているので、社会奉仕などを目的とする団体に付けないのが原則である。

クラブの発足当時は、老人の「待避場所」であった。家庭において失われた「としよりの座」を、クラブに来てストレス解消の役割を果たしてきた。

	敬 老 会	老 人 ク ラ ブ
目 的	老人の過去の功績を認め、現在の孤独を慰めるために行なわれる。	老人自らが自分達の経験を語り合い友達をつくり孤独を慰めるために会合する。
主 催 者	老人を含まない他の団体（例、婦人会や青年会、市役所）	老人自身

会合するもの	会員といふものはない。 主催者の都合によって集められた老人である。	クラブ員として入居した老人である。(100人位のクラブが多い)
親密感	出席者の間に親密感があるとは限らない。	同じ一つのクラブの会員として仲間という気持がある。
年令	主催者がきめるから、会場や経費の都合による。	クラブ会員のとりきめによって何才以上ときめられている。
会費	主催者の団体が金銭を用意して老人を招待するから会費は徴収しない。	クラブ員の意識をもたせるためにも僅かであっても会費を集めている。
開催回数	一般には、9月15日の前後に年1回開かれる。	クラブ員の決定によって月1回とか、月2回、週3回でも開催される。
内容	主催者が老人にみやげものや演芸を用意する。(主催者がきめる)	老人同志の唄や、将棋、素人の演芸など自分達できめる。(プログラム委員がきめる)
学習	原則として考えられない。(招待行事のみである)	老人達で新しい社会のことを知るために、公害、医学、栄養、料理、養生、常識などの老人学級を開催。
社会奉仕	実行しない。	必ず何らかの社会奉仕をする計画がある。

(5) 老人クラブの集会場所については、公団と公営団地とでは対照的で、公営団地内の集会所は老人クラブのために無料で使用の便宜をはかっているものが65%であるが、公団では、有料が62%である。団地の老人クラブとしては、会場面で一番困難を痛感していることが明らかである。

(6) 老人クラブの会費は、月額50～100円が多く、しかも創立当時の会費をそのまま据え置いているクラブが多い。とりわけ、公営団地内の老人クラブは低額な金額さえとっていないものがみられる。

老人クラブは、政府、府県市からの助成金を支給されているから、会費は低額でも運営はできるという会長もいるが、会員が会費を払っていないために会員意識が稀薄であることがある。

(7) 団地内の老人の約50~60%が老人クラブに加入している。一般地域の加入率とくらべると、やや低いと言える。

(8) 老人クラブに加入しない団地老人が約40%いる。加入しない老人に対してアンケート調査をしたものではないが、表をみると、公営団地の老人は働いているために加入しないものが多いが、公団では孫の守りをしなければならないとか、健康の理由をあげている。

また、男女によって、加入しない理由もちがう。団地老人調査の第二次予備調査は、直接アンケートによって老人から面接調査をしたものであるが、それを参考に示せば次の通りである。

男老人

男老人年令区分	65~69	70~74	75~79	80以上	計
人 員	12人	23人	12人	4人	52人

老入クラブに加入していますか		65~69才	70~74才	75~79才	80才以上	計
イ.	老人クラブがない	3	4		2	9 (17%)
ロ.	あるが加入していない	3	2	3	2	10(19%)
理 由	必要ない	1				1
	話が合わないので行かない				2	2
	団地に来たばかりで分らない			1		1
N. A		2		2		4
ハ. 加入している		6 (46%)	17(74%)	9 (75%)		32(62%)
ニ. N. A		1				1 (2%)

女老人

女老人年令区分	65~69	70~74	75~79	80以上	計
人 員	52人	47人	23人	9人	131人

老人クラブに加入していますか		65~69才	70~74才	75~79才	80才以上	計
イ. 老人クラブがない	16	13	4	3	36(27%)	
ロ. あるが加入していない	12	7	5	1	25(19%)	
理由	家事を任されて忙しい		1	1		2
	身体が不自由		2			2
	面倒くさい	2	1			3
	加入する必要がない			1	1	2
	主人(おじいさん)が動けない		1			1
	気をつかうのはいや		1			1
	自分の時間がほしい	1				1
	老人達のぐちを聞きたくない	1				1
	目が不自由				1	1
	近く他へ転宅する			1		1
理由	理由はないが加入しない			1		1
	N. A	8	1			9
ハ. 加入している		23(44%)	26(55%)	14(61%)	5(56%)	68(52%)
ニ. N. A		2	1			3(2%)

団地内の老人クラブに加入している老人32名に、団地と地域の老人クラブの利点、欠点を質問した結果、その老人たちは次の如く答えている。

質問：団地の老人クラブは、地域の老人クラブとくらべてどんな点が利点ですか。

回答○集まりやすいし活発である	2
○つきあいが多い	2
○環境がよい	2
○家族的交流がある	1
○集合場所が完備	1
○近くで会が開かれる	1
○一つのまとまりを感じる	1
○感じ方があう	1
○すぐに集まる	1

(以上利点12件)

○わからない	6
○特にわからない	1
○回答なし	13

質問○どんな点が欠点ですか

回答○マンネリ化している	2
○広く会合に向くような部屋がない	1
○地域が親しすぎて、思ったことが言えない	1
○とかくグチなどが出やすい	1
○親しさが浅い	1
○干渉しすぎる	1

(以上欠点7件)

○特になし	6
○わからない	6
○回答なし	12

(9) 設置者別に、それぞれの団地老人クラブの会長はその団地の特色をあげているが、会長が平素感じていることを列挙したもので、すべてが当を得ていいかどうかは詳細に掘り下げた調査を、個々の会員を対象として調べてみなければ速断することは不適当であろうが参考になる点もある。

(10) クラブ行事の主たるものは、バス旅行が最も多い。狭い部屋にいると、若夫婦も老人が出ていってくれることを喜んでいる。老人クラブがなければ老人は旅行に出られない。

(11) 懸案事項は何かと言えば、老人が集まって自由に伸びやかな姿勢で話ができる憩の家、老人センターの設置が懸案の第一である。おそらく、今後にできる団地は、必ず老人憩の家を付設するであろうが、今までの団地にも土地さえあれば建設すべきである。

老人にとって団地は、老後の永住の地である。2 D Kでは、はじき出される恐れがあるから、老人のための集会所は必置施設である。

憩の家とセンターとを混同している老人もいるが、これは全くちがった機能をもつものであるから、次に対比表にして示しておく。おそらく現に老人が求めているのは、老人の憩の家のことで、センターではないであろうが、団地が老人の町に転化した暁には、センターを希望する老人が多いと想像してよい。

老人いこいの家と老人福祉センターの違い

	老人いこいの家	老人福祉センター（昭40.4.5.社労87）
目的	小規模の地域において、教養の向上、レクリエーション等のための場を与える、もって老人の心身の健康の増進をはかる。	地域の老人に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませる。
経営主体	原則として、老人クラブ	原則として、地方公共団体または、社会福祉法人
事業	憩いの場の提供 老人クラブ活動の拠点	①各種相談（生活、健康） ②生業及び就労の指導 ③機能回復訓練の実施 ④レクリエーション等の実施 ⑤老人クラブに対する援助等
建物	原則として、平屋建の簡易耐火建築または耐火建築で30坪以上。 事務室、集合室、娯楽室、湯沸し場、便所、消火設備、給排水設備	簡易耐火建築または、耐火建築で150坪以上 面接室、健康相談室、機能回復訓練室、集会室、娯楽室、図書室、浴室 等 所長室、事務室、宿直室、倉庫 等
規模	(床面積100m ² 以上 495m ² 以下)	(床面積 495m ² 以上)
対象	狭い地域の老人	広い地域の老人
グループ・ワーカー	常駐していない	常駐している
プログラムの提供	座談的な話し合いが主である	レクリエーション 教育 社会奉仕 カウンセリング } 等幅広い
入浴	設備がない	設備がある
開館(利用日)	寺院 神社 } 週1回（月3回位） 会館	日曜、祭日を除いた毎日開館
法律	法に基づかない	法に基づいて設置
専用	共同使用している所が多い	老人専用
老人クラブ	特定の老人クラブの集会所として利用されていることが多い	特定の老人クラブとは関係なし
運営	運営委員会があるとは限らない	条例規則によって運営される
施設長	管理代表者はいるが有給でない	有給の職員である
就労あっせん	あっせんしない	あっせんするものが多い
活動	有給職員がいないから自由放任	老人の自由になりにくい

表1

(イ) 大阪市内の団地老人クラブ調査
(昭和49年4月各区の回答)

区名	設置者	老人クラブのないもの	老人クラブのある団地
東淀川区	28 市 営	なし	
	4 府 営	〃	
	3 公 団	〃	
	5 公 社	〃	
都島		〃	
	4 市 営	〃 3	あり 1 天寿会
	3 公 团	〃	
旭	1 公 社		あり 1 不明
	1 民間企業		あり 1 七寿会
北		なし	
天王寺	1 府 営		あり 1 すずらんクラブ
阿倍野	1 府 営	なし	
	2 公 团	〃	
	1 公 社	〃	
大淀		〃	
	1 府 営	〃	
	1 大阪市交通局公社	〃	
生野		なし	
	1 府 営	〃	
東	1 大阪市交通局公社	〃	
	1 府 営	なし	
	1 公 团	〃	
南		〃	
計	58	54	4

(ロ) 大阪府下の団地と老人クラブの結成状況(枚方市)

団地別	団地数	クラブの結成	
		なし	あり
住宅公団	8	6	2
公営団地	6	1	5
住宅供給公社	2	0	2
計	16	7	9

表2 団地建設年とクラブの結成年との関係

団地 の設立年	クラブの 結成年	クラブ数	昭 37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
昭 31		1								○				
32		1				○								
33		2					○○							
34														
35		3					○			○			○	
36		5					○ ○ ○			○		○		
37		5	○ ○			○○		○						
38														
39		2			○ ○									
40		2			○								○	
41		4					○				○○	○		
42		2						○				○		
43		2							○				○	
44		9								○○	○○	○○		
45		3						○○					○	
46		6									○ ○	○○		
47		1											○	
48														
49														

- (注) 1. 40年までは、団地が建設されてから8年後に老人クラブが結成されたときもあるが、40年以後は団地が設立されてから1年～2年で老人クラブが結成されている。
2. 老人福祉法が制定されたのは、昭和38年7月であるから、その後は順調に進んでいるところもある。

表3. 老人クラブと最も密接な関係のある団体

団地の設立者別 老人クラブと最も密接な関係にある団体	地府の県 老市 人の公 クラ 營 ブ団 内	の日 老本 人住 ク宅 ラ公 ア団 内	の住 老宅 人供 ク給 ラ公 ブ社 内	老す 私 入企 ク団 ラ地 の ブの 業 の 公 務 員 團 地 (注1)	公 務 員 團 地 (注2)	老病 人院 クラ ブの (注3)	計
自治会(町内会)	24 (48%)	18 (53%)	3 (75%)	2 (40%)	1		48 (51%)
患者自治会						1	1
婦人会(婦人部)	12 (24%)	6 (17%)	1 (25%)				19 (20%)
民生委員	7 (14%)	4 } 5					11 (15%)
社会福祉協議会		1 (15%)					1
子ども会	4 (8%)	1 (3%)					5 (5%)
主婦の会	1 (2%)						1
納税組合		1 (3%)					1
生活学校				1 (20%)			1
市役所				1 (20%)			1
府市会議員				1 (20%)			1
関係団体なし	1 (2%)	3 (9%)					4 (4%)
N A	1 (2%)						1
計	50 (100%)	34 (100%)	4 (100%)	5 (100%)	1	1	95 (100%)
クラブ総数	31	23	3	3	1	1	62

(注1) 私企業の経営する団地とは、電鉄、プレハブ、建設会社が
建て売りする集団住宅。

(注2) 公務員用団地は枚方市禁野にある合同宿舎

(注3) 病院内の老人クラブは貝塚市千石荘

表4. 老人クラブの開催回数

設置者別 開催回数	公 営	公 团	公 社	私 企 業	公務員 団 地	病院内 ク ラ ブ
年 1 ~ 2 回				1 } 2		
年 3 ~ 4 回				1 } 2 (67%)		
年 4 回	1 }					
年 5 回以内	3					
年 6 回以内	1 } 7 (54%)					
年 6 回	2 }	1 (4%)				
年 9 回				1 (33%)		
年 10 回以上	1 } 6	1 } 16				
月 1 回	5 } (46%)	15 } (70%)	2 (67%)		1	
月 2 回		2 } 6	1 (33%)		1	
月 4 ~ 6 回		4 } (26%)				
回答クラブ数	13 (100%)	23 (100%)	3 (100%)	3 (100%)	1	1
ク ラ ブ 数	31	23	3	3	1	1

表5. 老人クラブの利用する集会場調査

設 置 者 別 集 会 場 所	公 營			公 團			公 社	私 企 業	公 務 員 住 宅	病 院 内 ク ラ ブ	小 計			合 計
	有 料	無 料	不 明	有 料	無 料	不 明	無 料	無 料	有 料	無 料	有 料	無 料	不 明	
団地内集会所 (自治会館を含む)	20(100%)			21(100%)										
	3	13	4	13	4	4	3	2	1	1	17	23	8	48
	15 %	65 %	20 %	62 %	19 %	19 %					35 %	48 %	17 %	(100%)
老人いこいの家			2										2	2
公民館	1		1	2							3		1	4
福祉会館		1	1									1	1	2
ミニクラブハウス		1										1		1
会場不明		2										2		2
団地内の寺								1				1		1
個人の家			1		1							1	1	2
	4	17	9	15	5	4	3	3	1	1	20	29	13	62
												32 %	47 %	21 %(100%)
クラブ総数	31			23			3	3	1	1				62
備考	公営の集会所は原則として無料の場所を利用している			公団の集会所は原則として有料の場所を利用している			無 料	無 料	有 料	無 料				

表6. 設置者別の団地老人クラブの会費調査

設置者別 会費の金額	地府の県 老市人 の公 ラ當 ブ團	の日本 老本人 住 ク宅 ラ公 ブ團 内	の住 老宅 人供 ク給 ラ公 ブ社 内	老る私 人住 企 業 ラ團 の フ地 經 内 營 のす	老人 公務員 ク ラ用 團 地 の	病院 の ク ラ ブ	計
会費は徴収せず	8	1	1	1			11 (18%)
月 20円		1					1 (2%)
月 30円 (年400円含む)	2	1				1	4 (6%)
月 50円	7 (注1)	7		1	1		16 (26%)
月 70～75円		2					2 (3%)
月 100円	6	7 (注2)	2	1			16 (26%)
月 120円	1						1 (2%)
月 200円	1 (大阪市内)	3					4 (6%)
正会員 70円 準 " 100円 (60才未満のもの)		1					1 (2%)
不明	2						2 (3%)
N. A	4						4 (6%)
クラブ総数	31	23	3	3	1	1	62

(注1) 生活保護老人からは会費をとらないことを規定しているクラブあり。

(注2) 同一世帯からクラブの会員が2名あるときは、1名100円、他の1名
は50円のクラブがある。

表7. 団地内の老人が老人クラブに加入している率

老人クラブ名	加入している老人 人數			団地の老人数			特色	開催数	備 考
	男	女	計	男	女	計			
※ 公 営									
佐野台長年会	全員加入	55	64	119	会費なし	月1回	全員加入		
交野市梅ヶ枝老ク	13	27	40	22	50	70	月1~2回	½強加入	
河内長野和楽会	全員加入	17	43	60				全員加入	
〃 千寿会	9	27	36	40	60	100	年 2 回	½ 加入	
茨木・郡山府住老ク	全員加入	31	50	80		月 1 回	全員加入		
※ 公 团									
尼崎千鳥老ク	全員加入	18	35	53					
豊中寿会	全員加入	60	97	157		月 1 回			
豊中まどか会	全員加入	29	89	118		月 1 回			
※ 公 社									
砂川公園老人会	31	47	78	45	50	95		大半加入	
※ 企業団地									
河内長野北青葉老ク	21	38	59	40	65	105		½ 加入	

団地に老人クラブが結成されると、老人の全員が自動的にクラブに加入するものが多い。

老人の½～½が加入していると見込んでよい。

表8 団地の老人が老人クラブに加入しない理由

理由	公 営	公 団	公 社
男はまだ勤めているためその方の交際が多いから	11(27.5%)	7(12.8%)	
いつまでも青年でありたい気持から老人扱いをいやがる	6(15.0%)	5(9.1%)	
家庭内の事情（若い夫婦が共稼ぎで老人は手が離せない）	1(2.5%)	8(14.6%)	
家族が加入をよろこばない（嫁がうるさい）	1(2.5%)	6(10.9%)	1
健康上の理由で加入できない	1(2.5%)	8(14.6%)	2
老人でも女は人前に出るのを好まない	2(5.0%)	2(3.6%)	
閉鎖的、偏狭、頑固な性格から	2(5.0%)	5(9.1%)	
常日頃の交際がないため老人間に人情味がない	1(2.5%)		
経済的理由から		1(1.8%)	
老人クラブに対する理解不足	1(2.5%)	2(3.6%)	
老人クラブがあまり活動しないから		1(1.8%)	
老人クラブという名称を好まない	1(2.5%)	4(7.3%)	
宗教的理由でクラブが神社仏閣まいりをするのを否定	1(2.5%)		
老人クラブのための施設がなく加入をすすめられない	1(2.5%)	1(1.8%)	
自治会の役員が老人クラブに無関心	2(5.0%)		
元教員、元公務員は関心なし		1(1.8%)	
新しい団地には老人がいないことと、老人の実体がつかめない		2(3.6%)	
65才以上は全老人（男女）が加入することになっているので全員加入しているから	3(7.5%)	2(3.6%)	2
N. A	6(15.0%)	—	—
回答件数	40(100.0%)	55(100.0%)	5

公営：働く老人が多いから、老人扱いをいやがる。

公団：家庭内で手伝いする。健康がすぐれない。働いている。

本人の性格から。

表9. 設置者別・団地老人クラブの特色

(イ) 公営団地老人クラブ会長のコメント

1. 会員が親睦的である。
2. 住宅が密集しているので組や班が作りやすい。
3. 大きな団地では、一体となるには時間がかかる。
4. 900戸にもなると底辺の老人が沢山いるので、事業活動が困難となる。
5. 小さな団地は、一致してよく助け合う。
6. 各地からの臨時の住宅のため親睦をはかることは困難。土着のものがいらないのが不便なこともある。
7. 同じ条件の人が住んでいる。勤め人が多い。教育程度も均一化している。
8. 因襲にとらわれず創造意欲がある。
9. 故郷を離れての共同生活であるから、内部が不明確である。
10. 団体観念に乏しい欠点がある。
11. 老人たちは、進んで憩いの場としての老人クラブに入会を求める。
12. クラブの運営がしやすい。
13. 老人クラブに対して理解は示しても先頭に立つことをしない。
14. 役員になり手が少ない。すぐれた指導性のある人が少ない。
15. 集会場所がないのが不便。
16. 老人クラブが観光旅行を計画すると参加者が多いのは、地域も団地も同じである。
17. 老人クラブの会員の死亡の情報が早く、葬式の会葬者が多い。
18. 団地そのものは若者本位の場所で、老人はつけたりに扱われている。
19. 政治には無関心、個性的には閉鎖的。
20. 1人暮らしの老人が多い。

(ロ) 公団の老人クラブ会長のコメント

1. 地域の老人クラブと比較して閉鎖的である。土着のクラブのような親密感が生れるまでには時間が必要。

2. いったんクラブに入会して親しくなると、大変親密感がわく。
3. 各地から転入してきた老人は、老人クラブを通じて初めて親密になる。しかし、ハラを割った話し合いはむづかしい。
4. 地域が限られているので、老人クラブは活動しやすい。
5. 老人夫婦だけで暮しているものが多い。
6. 住宅事情から 3DK の 1 室を老人（男）が専用していると家庭不和になりやすい。
7. 若い女性は、留守番が多い。（50~60才）
8. 一般的に地域とくらべて鉄筋人間は交際が薄いから、役員はクラブで親交をはかるように努めている。
9. 老人が少ないので日常生活の中でクラブの集まりを最も大切にする。
10. 安い日帰り旅行を多くしたい希望が多い。
11. 団地内の気心の合った老人仲間で泊りがけ旅行をしている。
12. サラリーマンが多いから、転入出が多い。
13. 比較的知識のある老人が多い。
14. 常識的に水準の高い老人が多いが、反面エゴも見受けられる。
15. 老人の文化活動や奉仕活動がしやすい。
16. 老人の死亡の情報が早い。
17. 娘と同居しているときは、人間関係はよいが、嫁と同居している老人は、全般的によくない。
18. 団地は若者本位で老人はつけたしなので地域の老人クラブとは違う。

(ハ) 公社の老人クラブ会長のコメント

1. 住民レベルが平均しているので老人クラブも平等化しており運営しやすい。
2. 男が少なく女が多い。
3. 家庭園芸を通じて老人たちが親密になっている。

表10 団地老人クラブの実施した主な行事は何か。

老人クラブの行事は、それぞれの地域性、指導者の考え方、歴史の古いクラブと新しいクラブ、また団地の公営、公団、公社の別、団地の大小、地域の特性などによって、その活動、行事はちがうのが当然である。それはあたかも地域老人クラブの活動行事がいずれも特色があるのに似ている。しかし、今回の調査（回答のあった32クラブ）によって明らかになったことは、ある種の行事（月例会）は、ほとんどのクラブにおいても実施している。また新年互礼会、総会、バス旅行、会員の懇親会のようなものは、実施しているクラブが多いことがみられる。ところが若い世代との懇親会、会員の作品とか家庭に伝わる家宝の展示会など特色ある行事は極めて少ない。クラブを構成する会員の種類、興味によって開催されるものであり、明らかにクラブは、それぞれの顔がちがうように、生命を持っていることを意味している。ここに、総括的に行事とその開催回数をみてみた。

行 事 の 内 容		開催回数
1	バス旅行（遠足、史跡見学、神社参拝）	22
2	新年互礼会	14
3	総 会	11
4	懇親会	10
5	敬老の日の集い	5
6	レクリエーション（春季総会）	5
7	一泊旅行	5
8	社会奉仕活動（除草、ぞうきん作り等）	4
9	秋季総会	4
10	慰安会	4
11	集会所周辺清掃	3
12	忘年会	3
13	医師をかこむ健康の話の会	3
14	時局講演会	3
15	緑化運動に協力（団地内の植樹）	3

16	謡、詩のけいこ、民踊	2
17	茶話会	2
18	放送局見学	2
19	友愛訪問	2
20	地蔵尊（建立寄進を含む）のおまつり	2
21	芸能会兼総会	2
22	お誕生会	2
23	観劇、演芸観賞	2
24	観月の夕べ、老人のつどい	2
25	若い主婦との懇談会	1
26	月2回の血圧測定	1
27	歳末助け合い運動としての廃品回収	1
28	社会施設見学	1
29	お花見	1
30	紅葉狩	1
31	ポックリ寺参り	1
32	囲碁の会	1
33	高令者を祝う会	1
34	運動会	1
35	お茶の会	1
36	盆踊り	1

表11 クラブで話題になっている懸案事項は何か

クラブごとに希望とか願望は違うであろう。団地の中の集会所を自由に使用できるクラブもあれば、それができないために不便をしているクラブもある。会員があまりにも少ないために、単独では行事も事業も進まないクラブもみられる。また老人クラブが結成されてから日が浅いので、まとまった話題もないクラブもある。

アンケートは、今までに老人クラブの会員の間で話題になりながら、財源の都合などで実現できないことはないかと質問してみたが、各クラブからは、いろいろの話題が提供されている。中には質問とはかけはなれた回答を寄せら

れたクラブもあったが、資料として参考に、すべての事項を列記しておくことにした。

1. 老人憩いの家、老人センターがほしい。	11
2. 老人が無料でいつでも使用できる会場を建設してほしい。	4
3. バス旅行をしたいが会員が少なく経費が割高につくので実現できなかった。	4
4. 役所の補助金が少ないので、クラブとして親睦会や旅行会が実現できない。	4
5. 懇親のため一泊旅行をしたいができない。	3
6. 実施したいが予算がないためできなかつた行事として、老人向き講演会、老人の喜ぶ演芸会の開催。	2
7. クラブの運営に協力して下さる若い事務的協力者が発見できない。	2
8. 老人には金を出すことを期待できないから支出の伴うことは実現困難（協力したいが奉仕性がない人もある。）	2
9. 物価高に伴って公的年金の増額	2
10. 歩行困難な老人が多いので、20人用のマイクロバスがほしいという話題が長い間出ている。	2
11. 老人の手による道路清掃等の社会奉仕は、若い夫婦からあまり歓迎されていないので、つい自分の庭いじりや家の前の清掃だけにとどまりがちである。	2
12. 講演会を計画したいが、老人の中に強い意志がない。	1
13. 文芸作品、読書会、運動など老人の側の向上に関する事業ができない。	
14. 寝たきり老人のためのホームヘルパーの増員。	1
15. 病気がちの老人用に電気治療器を買ってほしい。	1
16. 早起きして散歩会をしたいが実現できない。	1
17. 趣味の会を開きたいが、会員間に技術の深浅があり、一様に扱えないので実現しない。	
18. 団地は住人が若い人でその大多数を占めているので、老人は孫の守りなどの若者の補佐役としての立場にあり、老人クラブとして事業を計画しても実現はできにくい。わずかに早朝の除	1

草、観音講、御詠歌会、ぞうきん作りぐらいにとどまっている。	
19. 老人が同居している家庭の若い人との話し合いができにくくい と話題になっているが、老人と若者との社会観のズレがあって 交流の場はなかなかできない。	1
20. 新生活運動（会葬者に供養を出すことをやめる、満中陰の粗 供養をやめる）が実行されない。	1
21. 働いている老人が多いため、昼間の老人大学に出席できない から夜間の老人講演会がほしい。	1
22. 嫁と姑のいがみ合いをなくすために、老人が何か懸命に打ち こめる趣味として孫たちに教えることのできる業事（わざごと） をさがしているが、なかなか適当なものがないのでいつも話題 になりながら雑談に終っている。	1
23. 子・孫とは別の部屋がほしいことがいつも話題になっている。	1
24. 絵にかいた餅のように老人クラブは盛り上りがない。	1
25. すぐれた指導者がほしい。	1

4-11 団地の老人福祉センター

現在の団地老人は、憩いの家の設置を最大の願望としているが、将来は、必ず憩いの家に不満をもち、老人福祉センターを希望するであろう。

何故、老人憩いの家で満足できないか。毎日、利用できること、職員が常駐していないことが最大の欠点である。日本の老人は、老人の手によって老人の施設を運営した経験がないから、誰かによって運営されているものを利用参加することを望んでいる。

老人福祉センターは、各地に設立されつつあるが、決してよく役割を果しているものばかりではない。このため、現在のセンターの充実をはかり、もって老人施設としての機能を十分に果せる施設にしなければならない。

1. 老人福祉センターの利用と反省

最近になって老人福祉センターの必要性が叫ばれているのは何故か。

戦後、住宅事情は狭小になり、都市においては老人が自分の部屋をもつこと

は困難となった。また農村においては家は依然として大きな土地に建っているが、老親を世話する若い夫婦が近所に住んでいない。どこにも老人の話をきいてくれる人はいない。あじけない日々の生活は孤独を味わせる。

都市においても、農村においても老人はコミュニティから物的援助を求ることはできても、それ以外に入間的な温かい生存をつづけることができない。

かくして、老人自らが生きる悦びを求め また地域社会も老人をそのコミュニティの一員として認める態度にかわってきて、老人のニードに適した社交生活を設定しようとするようになった。そして地域社会において、公私の努力、協力により生れたのが、老人を中心とする老人福祉センターや老人クラブ、憩いの家などである。

社会福祉は、本来の趣旨から言えば、市民の年令別階層別に各種の施設を各地区に必要とする。例えば学令前の低年児に対しては保育所を、学令児童に対しては児童館を、青少年に対してはユース・センターという具合にそれぞれの年令に応じたニードに答えて色々の施設を設置しなければならない。

家族の分解、友の死亡、社会生活からの孤立という三重の苦悩にうちひしがれた老人の日常生活は、まことに孤独そのものであって、広場のベンチで見知らぬ人と話をすることが唯一つの社会的接触である。

すべての国の老人対策が施設収容主義で発達し、やがて老人を施設よりも地域社会でうけとめることが正しいと認めるようになってきた。そのため、最近各地で老人福祉センターが設立されたが、今日ではセンターのあり方について設立者たちが悩み出している。何故か。センター利用者の実態調査がなされていないから何をとりあげるべきかが明らかでない。試行錯誤をかさねている。このたび大阪市西成区にある市立老人福祉センターを調査した結果にもとづいて気付いた点を述べて、センターの運営と利用者に対するサービスの内容について留意しなければならない方向を明らかにしておきたい。

① センターを利用している老人は、第一線の職業生活から退いた隠居さんである。睡眠と食事以外の時間はすべて余分の時間として使用できる老人達がセンターに殆んど毎日きている。いわゆるボーダーライン層の老人、働かなければ

ば生きていけない老人は利用していない。働いている有職老人が日曜日や祭日にセンターでゆっくり昼寝をしたいとか、娯楽をしたいと思っても、センターは、日曜日は休館されているし、夕方も閉館されているから、利用はできない。働いている老人のために別に老人センターをほしいという声さえある。センターの利用層をもっと拡げるべきではないかという問題がある。

② センターに来ているには、家庭の中にあっても役割のない老人が多いことが目立っている。家庭でも、社会でも、孤独と疎外に追いやられている老人達である。これらの老人がセンターを利用するといつても、受動的に利用しているだけで、センターにくれば何となく気がまぎれるという。もう一步進んで、自由なめぐまれた時間を自分に適した活動ができるように指導することが、センターの指導員（グループワーカー）の任務であるが、それが職員の不足と訓練のないものが多いために十分なされていない。現存の同好会を育成し、それに参加する会員の数を計画的に増加させることが、センターにおけるグループワークの課題である。

③ センターの老人の半数は、何か病気をもっていると自覚症状を訴えている。70才以上の高令者であるから当然のこととして放置されではならない。センター利用老人の健康管理をセンターとして実施する計画をたてる必要である。登録老人の健康カードを常備して、定期的に健康管理と指導をすべきである。

④ センターの利用範囲は、極めて狭小な地域に限られているにもかかわらず、センター数が少ないために、大きな地域の範囲から老人が高い交通費を支払ってセンターへ来ている。当然ここには交通費の特別料金制を考えられなければならない。

また、大阪市内に八箇所のセンターを設置しても交通事情の不便なために近くの人しか利用できない。老人センター専用バスを近隣区域に巡回させて、身体に障害のある老人も含めてセンターを利用できる配慮が必要である。身体障害老人を家から外へ出し、センターを利用させる方途を考えて、センターが有産、有閑老人の専用から無産、労働老人や障害老人の利用施設へと転換する時

がこななければならない。

⑤ 機能回復訓練の設備はあっても利用されていないことは、専門職員の不足のためであるが、この職員の充足こそ今後の課題である。

⑥ 庇護授産事業をセンター内に設けることは、今日ではほとんど考えられていないが、いずれ近い将来においてとりあげられなければならない。

⑦ センターが娯楽と浴場サービスに終始している現状は、地域社会と遊離をもたらす。むしろ、社会的、奉仕活動などを通じて地域社会のなかに存在意識を求めるべきである。

⑧ 最近設立される老人福祉センターは、外観の立派な割に、内容がさほど進歩していないのは何故か。事業予算がほとんどなく、ただ風呂の水道や、ガス代にすべての金を支出するだけで、他に活動をなし得ない程に事業予算がないからである。

センターはあくまでグループ・ワーク施設であるから、センター内のグループ活動を充実して、そこを利用する老人に新しい役割を理解させ、社会参加の方向に指導することによって、老人自身も、家族も、センターの利用を有効に活用するのが正しい。

若い世代との交流の計画もなければ、朝から夕方までテレビを見ているだけの老人や、昔ばなしに時間をすごすことのみに、老後の生き方を求めているのは余りに近代社会事業技術から遠すぎるグループ・ワーク施設である。

2. 老人福祉センターの役割

無為な生活に苦しむ老人に自信をもたせた事例を紹介しよう。

ニューヨークの下町に一人の独居老人が淋しい生活をしながら、しかも何もすることがないので毎日公園のベンチで時間をすごしていた。

彼は心臓疾患をもっていたから、その行動半径は、おのずと狭小にならざるを得なかった。ある日、彼は受持ちのケースワーカーに、孤独で困っていること、死にたいような気持でいることを話したことがある。ちょうどその頃に、老人の住んでいる近くに老人福祉センターが設立されたので、ケースワーカーは、この老人にセンターに遊びに行ってみないかと説き伏せてみたところ、遂に老

人も行く気になってセンターの会合に出席してみたところが、同年輩の老人が大勢来ているし、他の老人達も同じような環境にあることをきき、孤独なのは自分一人でないことを知って安心した。そうこうしているうちに、センターの色々の行事に興味をもって出席するようになった。

顔をよく出しているうちに、他の老人から、色々のことを質問されたり意見を求めるようになり、いつとはなしに、その老人達の仲間で助言的な地位にのし上り、判断を必要とするようなときには意見をのべることが多くなった。

センターへくる老人たちが、センターの運営委員会の役員選挙のとき、彼はおされて副会長に当選した。そして、色々の委員会や会合の進行係をしたり、司会者をつとめる機会が多くなり、いつとはなしに、自分自身でもその地域社会のなかで認められた存在になっていることに気づくようになった。

その老人は、若い頃ペンキ工であったから、色彩についての経験をもっていたので、絵画クラブに参加して絵をかいていたが、ニューヨークの老人ホビーショーが開催されたとき出品して賞を獲得し、しかも、そのうちの三点が売れたので大変喜んだことがある。

もし、かかる事例が、老人福祉センターでたびたびみられるならば、センターは「としより」を老人に若返らせ、社会活動のおもしろさを味あわせることが出来ることを証明するものである。

多くの老人が、いつも言うことは、「何もすることがない」という不平不満である。この不満を解消するために、センターのケースワーカーやグループワーカー、また地域の民生委員や老人クラブの役員は、もっと活発に働けるのではあるまい。

例えば、金銭的に豊かな老人でも、淋しく暮している老人などに、友愛訪問サービスなどは、最も適当な奉仕活動である。対象の老人が貧しいときには、物質的援助が第一にとりあげられるサービスであろうが、金銭的に困っていないが、心理的に困っている老人に対して、金のかからない友愛訪問サービスなどはすぐに着手できることである。福祉といえば、すぐに金と答える人がい

るが、それは相手のニードに応じてちがうことであるから、さしづめ家庭で孤独に暮らしている老人（男・女とも）には、まず金のかからない友愛訪問から着手してみてはどうか。

今日みる老人福祉センターは、受身の姿であるから、これを能動的な活動センターに変化させることに大きな期待がもたれている。

3. 多目的なセンターへ移行

20世紀前半の世界の文化は、青年中心の文化であった。産業はスピードと迅速さを要求していたし、とりわけ肉体的強靭さが優位されていた。

それ以前の時代にあっては、人間の経験と集積された知識が優位を占めていたから、中世以降において老人は社会にあっても、家庭にあっても尊敬を受けるに十分な存在であった。

文化の変化にともなって、東西の文化型態が生れることになった。一つは支那民族やヘブライ民族におけるがごとく、老人を宗教的意味から尊敬し、家庭において優遇することを義務と考えた。しかし、こうした宗教的色彩のない種族においては、老人は力なき無用な存在として枯れ木のごとき扱いをうけるようになった。

老人に対して経済的保護は、年金、子女よりの扶養等があるとしても、物質で補い得ない心の保護をなす義務が社会に負わされている。その目的のために、アメリカのニューヨーク市では1943年に、世界最初の老人の憩いの家ウリイアム・ハドソン隣保館 (William Hodson Community Center) を創設したのである。それは、老人のニードに合致した施設として各地に設立されてきたが、その後の社会の変動につれて1961年頃から、単独の目的をもつ老人センター (Senior Center) よりも多目的センター (Senior Multi-Service Center) がとりあげられるようになった。それは根本において老人と青年が分離して明日の社会を形成するものではないという思想に発想している。

第一点としてあげられることは、老人は個人的にも千差万別であるという事実である。

(a) 50～60才の中高令者 (Later-middle-age)、60～70才の高令者 (Later-

maturity)、70才以上の老令者とある。

(b) しかも、これらの年令層の人々は、社会経済的背景が異なるが故に、彼等のニードもそれぞれ異っている。

(c) 現在、われわれが目前にみられる老人のニードは、明日の老人のニードと同様のものとは考えられない。明日と今日とでは、よほど変わったニードが存在するであろう。

老人のもつ個人差については、次の事柄においてそれが異なる現象を呈している。

老人のマイナス面（65才以上）

- ① 収入の減少
- ② 就労の機会の減少
- ③ 役割の減少
- ④ 社会的地位の低下
- ⑤ 肉体的衰退
- ⑥ 友人の死亡と喪失
- ⑦ 親族の喪失（配偶者、兄弟等）

老人のプラス面

- ① 経験が豊かである
- ② 知恵がある
- ③ 祖父母としての役割がある。それは父母としての役割とは異なった新しいものである。
- ④ いろいろな時代を生きぬいてきたという現実。
- ⑤ 忍耐の術を知っている。
- ⑥ 環境、地位などの浮沈に際しても、きりぬける能力をもっている。

上記の如くマイナス面もあるが、プラス面を大きく認めることによって、老人自身によってではなく、青年達によって老人の正しい権利が承認されなければならない。

4. 老人のための保養センター

老人クラブが旅行をしすぎるという非難は各方面でいわれている。とりわけ、クラブの指導者の間においても反省の声がきかれる。

ところが、老人の趣味とか希望を調べてみると、旅行が高い率で回答されてくる。この事実に対して指導者はとまどいさえ感じている。

これはアメリカでも同じ現象である。国立公園協会の調査によれば、全アメリカの国立公園の利用者の $\frac{1}{10}$ は老人で占められている。これらの老人は若いころに金がなくて、アメリカの名所旧跡も見物できず老年を迎えた人々であるから、アメリカのよさを見出して喜んでいる。

そのことは日本の老人についても同じではあるまいか。青春をただ労働と戦争に消耗し、せっかくの貯蓄も無に等しいものになり、生命保険もただ会社をもうけさせただけであることを知った老人達が、生きている間に美しい日本を楽しみたい、うまい地酒も飲みたいと思うのは当然である。

老人は、未知の地方を見物したことにより、生涯を通じて満たし得なかったものへの成就感、満足感を味わい、そこにまた、新たな生きがいを感じるのである。

この事実に対して、政府が何も老人のために配慮をしていないことは怠慢である。老人のための保養センターを全国至る所に建設して、老人が安く宿泊できる施設を提供すると共に、運賃についても、収入の低い老人のための特別料金を設定すべきである。

国民宿舎、ユースセンターはあっても老人がとまるる設備でないことは、一度これらの施設に一泊したものであれば、二度とこられるところでないことを知っている。

老人クラブの旅行を非難する前に、老人はなぜ旅行するか。どうすれば一層安心して沢山の老人が参加できるかを研究する必要があろう。非難するだけではなく望ましい方向へ指導し、方向づけをすることが今日の老人福祉関係者の任務である。家庭福祉の立場から老人の旅行を分析すれば、老人と同居している若夫婦に同居の重圧をそしでも、一晩でも二晩でも解放するのが目的である。同居政策を推進するためには、老人の保養センターの増設は必置条件である。

第5章 むすび——同居の技法

5-1-1 三世代の同居の傾向

都市化、工業化とともに欧米では親子別居が進行し、核家族化するものであるという仮説が流布されている。しかし、これは、その国の社会保障、経済事情、住宅事情によるもので、核家族化の傾向が、いつまでも、その流れをとめずに進むものではない。

たとえば、次の表によっても明らかである。

国 别	自宅	子と同居	施設内
1. スエーデン (67才以上)	70%	22%	8%
2. アメリカ (65才以上)	69%	22%	4%
3. イギリス	74%	15%	2%

1. 1945年調査（その後も、この比率には変化なし）
2. 1940年調査（1968年調査では子と同居するものは、男老人23%、女老人32%になっている）
3. 1949年調査（1968年調査では子と同居するものは男老人39%、女老人44%になっている）

政府の住宅政策が老人と子との近接居住の方針をとるとか、広い住宅を提供するとかの政策によっても影響されるし、また、子の扶養觀念の変化によって、同居は実現されつつある。

わがくにの老人調査の全国集計をみると、農業世帯が3割強あり、これを入った統計で一般都市住民の同居、別居を推計することは極めて不適当な資料となる。ここには一般市民、とりわけ団地居住者になる可能性と近似性のあるものの二つの調査にもとづいて傾向をみることにした。

5-1-2 有産老人と中産老人の比較

昭和47年2月、文部省の委託により、大阪市住吉区の老人生活調査を実施する際に作成した調査票をもとに、他の老人を対象として同じ項目について調査を実施した。他の老人とは、神戸女学院大学の学生の家族と、その周辺の老人たちで、比較的恵まれた経済階層に属する人々である。

調査対象人員 (いずれも47年2月)

調査客体 年令区分	男女別	60才~	70才~	80才~	小計	合計
神戸女学院 及びその周辺	男	11人	16人	6人	33人	94人
	女	23	32	6	61	
大阪市住吉区 老人福祉センター	男	159	144	12	315	615
	女	168	76	56	300	

5-1-3 世帯構成

世帯構成	内訳	神戸女学院大学	大阪市住吉
単独老人	老人ひとりぐらし	8.5%	5.7%
核家族	老人夫婦 老人夫婦と未婚の子 老人夫婦と孫	25.5%	48.5%
息子夫婦と	老人と息子夫婦	50.0%	40.0%
娘夫婦と	老人と娘夫婦	14.7%	10.1%
その他と	上記以外のものと同居する老人	6.4%	4.4%

女学院老人は住吉老人よりも一人ぐらしが多く核家族はすくない。娘夫婦との同居率が高いことが注目される。

住吉老人は、一人ぐらしがすくないが、核家族が極めて多い。したがって子と同居している率は低い。

5-1-4 男女別の比較

娘夫婦との同居の傾向がみられる。

世帯の型	同居 の有無	神戸女学院大			大阪市住吉老人センター		
		男	女	男女計	男	女	男女計
単独	ひとりぐらし老人	9.1%	8.2%	8.5%	2.5%	9.0%	5.7%
核 家 族	老夫婦二人きり	12.1	6.7	8.5	25.7	15.0	20.5
	老人・未婚の息子	6.1	4.9	5.3	17.1	8.7	13.0
	老人・未婚の娘	15.2	8.2	10.6	14.6	9.0	11.9
	老人・孫	3.0	—	1.1	2.2	4.0	3.1
	小計	36.4	19.8	25.5	59.6	36.7	48.5
息 子 夫 婦	老人・息子夫婦	9.1	8.2	8.5	8.3	10.7	9.4
	老人・息子夫婦・孫	36.4	44.3	41.5	31.4	29.7	30.6
	小計	45.5	52.5	50.0	39.7	40.4	40.0
娘 夫 婦	老人・娘夫婦	—	3.3	2.1	0.3	1.0	0.7
	老人・娘夫婦・孫	12.1	13.1	12.7	6.3	12.7	9.4
	小計	12.1	16.4	14.8	6.6	13.7	10.1
その他	—	9.8	6.4	3.5	5.3	4.4	
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
宗教		N=33	N=61	N=94	N=315	N=300	N=615
孫あり		48.8%	57.4%		39.4%	46.4%	

女老人は男よりも娘夫婦との同居が多く、孫のいる割合が高い。とくに、神戸女学院老人は、その家屋が郊外地にあるため生活空間が広いことも理由である。女老人の寿命が長く、ひとりぐらしの期間も長い点から、将来老人は娘夫婦の近くに住むか、または同居するものと思われる。

5-2 同居の技術

最近の調査によると、約8割の老人達が、自分の子供達夫婦または、近親者の

家族に同居している。これらの老人と一緒に住んでいる若夫婦が幸福な生活を送り、また老人にもよい生活ができる事を祈念するのが人情である。

このような高令者と若い世代が同居している家庭生活が直面する一般的問題および対策について考え、今後の団地住宅や一般住宅のあり方について参考に供してみよう。

5-2-1 三世代家族の形態

肉体的にも精神的にもすこぶる健康な老人は、家庭の中にはあっても、全く独立した地位を占めている。

実際、ここ十数年の間に、老人の外観は、非常に良好に変化してきた。また、肉体的ハンディキャップを和らげるための新しい器具が、常に医療器具業界に出回っている。心身を健康に保つための知識も普及しつつある。これらの結果、過去においては、常に援助を必要としたであろう老人の多くは、今日では、自分自身どころか、他人の面倒までもみ得る程に元気になってきた。更に、老人特有のハンディキャップも、まだ軽いうちであれば、それが重くならないように予防する方法も徐々に開発されてきている。

基本的には、人間はどの年代の人々のニード（要求）も皆同じである。人間は例えば、①愛されること、②他の人の役に立とうとすること、③個性をもつこと、④他の人々から尊敬されたいと願うこと等々を望むものである。三世代家族が幸福な生活を送ることは、これらの要求を、いかに各人の要求と適合させるかという点にかかっている。

別居していた老人が他所から移ってきて、若い世代と一緒に住むようになり、それまで若い世代の家族が使っていた部屋に入ってきたと仮定して、その老人の生活様式が、家族の他の人達と異っている場合には、問題の解決はむづかしい。

年を経ると共に、心の柔軟性が次第に無くなってくるから、犠牲になるのは、老人ではなく、家族の他の人達ということになる。他の家族構成員達が犠牲になり、かなりスムースに、わだかまりなく行なわれた場合は、老人も次第にそ

れに適合して、家族全体の幸せと調和を考えて、努力してくれるようになるものである。

最初に良い関係を樹立し、そして、まさつやいざこざがいかに生じようとも、調和のとれた良い関係を両世代の間に保つことが第一のゴールである。

大部分は、家族一人一人の個人的な態度に依存するが、その前に実行することが沢山ある。それは、家庭の中に老人のための一画を作りおくことであり、また、老人の心身の健康に役立つ色々な機会や老人福祉施設を見つけて、老人を援助することに手をさしのべることである。

5-2-2 生活のアレンジ

家庭内において老人を隔離するのではなく、老人のプライバシーを守ってあげることが、まず重要な条件である。老人の部屋は、家族の住居と同じ屋根の下に設け、かつ老人だけの部屋でなければならないし、そうすることによって、老人自身が老人の友人と共に、楽しい時をすごすこともできる。こうしてこそ、独立の精神をいつまでも保持しつづけることが出来るであろう。

老人は、筋肉が衰弱し、関節は硬化し、心臓は弱くなっているので、階段を上るのはひと苦労で、危険でさえある。もし、二階以上の家だったら、出来ることなら、老人の部屋は、一階にした方がよい。但し、浴室、便所が同じ階にあることが必要条件である。また、老人の部屋は、浴室に近い所か、もしくは、部屋の中に洗面所、トイレ等が設けてあることが必要である。日当りが良いにこしたことはない。

5-2-3 家 具

老人は、自分の部屋にどんな家具を置くかを自分で決めたいと思っている。老人は、前に住んでいた所から持ってきた家具や持ち物を置くことによって、自己の占有欲を満足させることが出来る。そして、それは老人自身の部屋なのだから、老人の好きな様にさせておくのが良い。趣味や工作の材料は、部屋の中を乱雑にするおそれがあるが、老人にとっては健康と幸福な生活を送るため

の一つの保証になっている。主婦が掃除したあと、老人の部屋について賛辞をのべて、いく度も掃除してあげることは、良いかも知れない。第三者が忘れてならないことは、その部屋は、あくまで老人の部屋であるということである。

5-2-4 暖 房

年を経るに従って、暖房の要求は、大切な生活条件になってくる。特に、厳しい寒さの季節には、老人の部屋を充分に暖房する器具が必要である。子供の部屋よりもっと設けることが必要であり、もし、温水暖房ならば、ラジエーターには、十分なおおいをしないと、それに触れてやけどをしたりするおそれがある。もし、ポータブル・ヒーターを使う場合は、そのヒーターの安全性について十分確認した上で、使わなければならない。

5-2-5 事故の予防

もしも、おじいさんかおばあさんが家族の中にいたら、不祥事故が起らないようにいつも気を遣わなければ、予測しない不幸を招くものである。老人は、けがや病気をし易いし、若者に比べて、損傷のあの治療は長くかかる。大切な事は、ちょっとした注意を怠らず、また治療を敏速にして、遅らせないことである。

ぴかぴかにみがいた床や薄いじゅうたんは、すべりやすく、ころびやすい。老人の骨はもろいのですぐ折れやすい。鉄止めしてあるカーペットや広く敷きつめた厚いじゅうたんが最も安全である。

老人の部屋、廊下には、必ず夜間灯が必要である。老人にはバスルームは危い場所の一つである。トイレの回りに手摺やハンドルを設けて、用便しやすいようにしたり、また車椅子の老人のためにトイレの座を高くしておくことも必要である。

浴槽用に各種の安全装置がある。例えば、自分自身で安易に浴槽にしゃがみ込むことの出来るハンドグリップ、どのタイプの浴槽にも合うシート、入浴中、腰のおろせるノンスリップストール、ノンスリップマットレス等々。医師に尋

ねたり、看護婦に相談したり、外科医療器具専門店に照会すると手に入る。多少金が掛かるかもしれないが、これらの老人の独立性を保持しつづけるための最も重要な物的器材の一つだから、かえって安い投資であるといえる。

バスルームの電灯は、壁付きスイッチでつけられるものでなければならない。

医療箱は常に点検しておかなければならない。現在使っていないものや毒性物や危険な薬品は、鍵付きの所に保存するか、捨てるかして偶然にもそれらが使われることのないようにしなければならない。老人のためだけの特別な薬品は、薬品キャビネットの中の特別の一画か、または別の箱を老人の部屋に置いておけば便利である。

階段には必ず手摺が必要である。また、上と下に電灯が必要でそのスイッチは上の階でも下の階からでも点滅できるものでなければならない。ふわふわしたじゅうたんを階段に敷くとすべりやすく、危険である。

戸のしきりは出来るだけ取り除き、平面にしておくべきである。

台所もまた料理の好きな女老人にとっては危険なところであり、家族のものは、老人が楽しくかつ安全に台所が使えるように、いつも気をつけなければならない。

家族のために新しい器具や用具が購入されたときは、老人が独りでも安全に使いこなせるように、その使用方法を教えなければならない。

ハシゴは絶対に使わせないこと。これは若い者がよじ登るためのものである。

バスルームやベッドルームや階段、居間、台所などで老人がけがをしないように注意してあげるだけでなく、できるだけ老人を家族の団らんの中に加える、そして温かく融和して迎えてあげることが肝要である。

最後に忘れてならないことは、ただ単に老人を、まるでこわれやすい人形を扱うように過保護しすぎてはいけないことである。一方では、出来るだけ安全に見守ってやり、他方では、老人の日常生活に積極性をもたせるように励ますことが大切である。

5-2-6 衣 服

老人のなかには、衣服にもかなり興味を示すものもあり、これは、なぐさめにもなり、力づけにもなる。老人の買物についていき、適當なものを選んであげることはやさしいことである。しかしながら、いつもついて行くことは、最終的には老人にも、ついていく者にも重荷になるということを考えなければならない。あくまで老人が自分の好みに応じ自主的に選び、ただ意見を求められたときだけアドバイスすべきである。老人達は、年をとるにしたがって容姿にあまり注意を払わなくなり、風呂にもあまり入らなくなったりすることがある。これは自然なことであるが、あまりひどいときには、老人達のごきげんをとりながら、自然に彼らが小ぎれいにするようにしむけることが大切である。特に無精になってしまう老人は精神科医などに相談することもよい。

5-2-7 食 事

もしも老人に特別な食事が必要な場合は、かかりつけの医師にどのような食事がよいかを決めてもらい、指示してもらわなければならない。しかし、一般に、子供や若い夫婦と同じ食事がよい。

老人はとかく少食すぎたり、食べすぎたりするが、この原因は肉体的、もしくは精神的なものである。

少食すぎるのは、歯痛がその主な原因と考えられる。最近は、老人歯科の研究は進んでおり、歯科医から色々助言を与えてもらうことができる。老人が食事をいやがる理由は、こわばった、あるいは震える手の不自由さのためである。

また老人のために特別に設計された、あまり高価でない食事用の器具も新しく開発されている。少食が単に肉体的・身体的なものであれば、医学も発達しているから、医師にその事について相談するのも一つの助けになる。

心配ごとや他の精神的なトラブルは、少食の原因もあるが、過食の原因もある。もし肉体的・身体的な原因が除かれたら、老人をいつも忙しく、かつ楽しくするようにしてあげるとよい。医師や牧師、社会事業家、家庭カウンセラ

一などはトラブルの原因を説明してくれて、どうすべきかを教えてくれるだろう。

問題が、肉体的なものであろうと精神的なものであろうと、症状だけでなく、まずその原因を見つけ出し治療すべきである。がみがみ言ったり、説教をしたりすることは、どの年代の人に対しても、無益なことである。

ねたきり老人の介護について、その要点を紹介しておくのも無駄ではなかろう。

身体の不自由になった老人の看護を見る場合、そこには基本的姿勢の誤りがあることが多い。

老人の口に食物を運んであげるのに、前のが、まだ残っているのに次をすすめる。しかも、それが口一杯になるほどの量をつめこんでいる。病人や老人は、口を動かすことにも疲れをおぼえるから、休み休み、ゆっくり食事したいもので、それが分らないと、こういう押し込み状態になる。目の前に差し出された大量の食事を見ると、それだけで病人はうんざりしてしまう。

「まあそこへ置いとけー」ということになってしまう。置いたのでは結局何時になんでも食べてしまわないから、またすすめるわけで、病人はもう食べる気がしなくなってしまう。

食欲のない病人は、どうしたらおいしく食べられるかと色々考えている。それが唯一の生活で、意識はしなくとも、それが生き続けるための一つの手段であるから、当然のことである。しかし、寝込んでおっては、おいしそうなものも仲々思い浮かばないので、「今日は何にしましょうか。」と尋ねられてもうまくは答えられない。どうしても、ご用聞きのように、「こういうものがありますが、どれにしましょうか。」と尋ねなければならない。また、「良ければ持って来ますが、どうしますか。」と云うのは駄目で、無駄は覚悟でその場に運んでおくことが大切である。何がきっかけで良いものに突き当るか分らない。それが分ると食欲が増し、駄目かと思っていた身体が回復することになる。

折角ほしいと言うので、骨折って準備しても、一口食うや食わずで終る。そういう無駄、不経済はいくらでもあることで、それが病人であり、老人なのである。

味の分らなくなつた人のためには、世話をする人が目の前で一口ずつ食べながら、おいしいことを伝えてすすめるくらいのこと必要である。重病人は赤ちゃんと同じである。

大、小便や鼻汁、たんの始末、口をすすぎ、皮膚を清潔にし、寝具を気持ちよくしてあげる仕事、みな同じで、面倒がってはいけないし、急いでもいけない。ゆっくり、時間をかけてすることが大切である。病人に対する愛情だけが、この仕事を可能にする。

5-2-8 活動的生活

どの年代の人々にも、その人のもつハンディキャップを軽減する手段と、ハンディキャップを矯正もしくは減少させる訓練が発達したために、人はだれでも、年令に関係なく、かなり活動的になれるようになってきた。そして、これこそ、老人の幸福に、ひいては家族全員の幸福に寄与するものである。

老人が美術、工芸、ゲーム、おしゃべりその他の娯楽のため寄り集まれる老人福祉センターが全国に生れつつある。センターは、老人達が余暇を楽しむだけではなく、老令の最大の敵たる病気および老衰をくい止めるのに役立つ。

ニューヨークのある老人福祉センターには、そこに登録されている老人に関する記録が保存されていたが、それによると、6カ月以上そのセンターにやってきた老人達は、非登録の他の一般老人とくらべて平均40%も病院および医師の世話になることがすくなかったと報告されている。

老人クラブが全国に急速に生れてきた。どの地域社会にも老人クラブがある。このクラブ活動は比較的少ない予算で発足させ、運営できるので、数も急速に増えているし、その有用性も急速に高まっている。老人の居住している地域にかかるクラブやセンターがあって、もしそのセンターが老人のニードに特に合致していると思われなくても、とにかく行けば、恐らくそこには経験者がおり、助言のできる人がいるから、さらに調査して参考になることを教えてくれるものである。

しかし、近隣に老人福祉センターや老人クラブがあるとしても、三世代家族の最年長者にとっては、より親密なレクリエーションも欲しいのである。夜分

に家族がうち揃ってするゲーム、また、老人が友人を、逆に友人が老人を訪問することを刺激してあげるのも、老人を明るく敏活で能動的にする方法である。老後の肉体的おとろえは主として精神的なものである。フラストレーション、失意（落胆）、不幸（みじめさ）および恐怖は食欲消失、不眠、さらには肉体的破綻……を誘導する要因である。老化予防の芽は必ず自己内部から芽ばえるものである。老後を有益かつ能動的にする計画が大切である。

5-2-9 老令克服のためのセンター

老人の多くは、レクリエーションの最中に、特に自己のニードを満たすものを独力できがし出すものである。

そのためには、あまり急いではならない。老人に精いっぱいやりたいものがあつても、やる時間、あるいは機会がない場合、または自分でまだ何をすればよいか分っていない老人もいるから、それを見出してあげることがまず第一に必要である。それは園芸、魚釣り、またはこれ以外の戸外活動であることもある。あるいは木工、デザイン、絵画、漫画かき、粘土細工、その他の創造的作業ということもある。さもなくば、若い頃中断した教育を埋め合せるための、規則的な、指導者による講読、ないしはより正式な勉強であるかもしれない。かかる精神的知能活動から得られた満足感が老人の精神及び肉体的健康の増進に反映するものである。さらには緊張をほぐし、結果として家族と密着させるのに役立つであろう。

新たな興味及びホビー (Hobby) を刺激するか、あるいは以前もっていた興味やホビーを思い出させることができることは楽しみである。初めのうちは年令からくる無関心、あるいは外見的無気力だけが見えるかもしれない。かかる障害を打ち破るために、辛抱、理解および熟練が必要である。けれどもこのことが自力で出来ない場合には地域社会にいる有能なグループリーダーの助力をあおぐとよい。

5-2-10 地域社会からの援助

人は如何に動機づけられるか (motivated) については、何時でも学べるし、

老人と同居している若い世代は誰よりも祖父母を理解しているから、そのスペシャリストから知恵を借りられる。居住している地域社会に精神衛生相談所あるいは精神衛生協会があれば、そこで提供しているサービスについてたずねて援助を求める 것도できる。

老人に一番興味を持たれそうな活動を提供している施設や団体を見出すため、地域社会内を捜しまわることである。三世代同居家族の若い世代（孫達）もかかる機会を発見することを手伝うことができる。

5-3 身体的障害のある老人との同居

老人が当面する諸問題のうちでは、室内だけで生活する者、あるいは寝たきりの病人の家庭看護という問題で、いつも世話をしなければならず、世話と自らの生活という時折のジレンマにおちいり、これが最も複雑なものであろう。実際的な世話という問題を別にしても、家族の中に寝たきりの不自由な老人がいると、若い夫婦、子供以外の人が同居している家庭では、その調整の問題が大きな悩みである。

寝たきり老人自身にしても、自分の存在が厄介なものであるということは自分で十分知っている。老人以外の家族が世話をしなければならない期間は、いつまでも続くわけではないから、いずれ死亡したあとでは一つの思い出として語り草になるであろう。老人は家族の介護のおかげで生きのびられる。病人は家族の介護のおかげで生きのびられる。できるかぎり他人の世話にならないよう、病人をしむけることは、病人にとっても介護者にとっても大切なことである。重度の身体障害の老人が自力でできることはまだ沢山ある。

5-3-1 家庭内の調整

一般の家庭で寝たきり老人がいる場合に、その介護に力を尽すことは容易なことではない。従って病人の特別なニードに応じるための調整を行なうことが不可欠である。

居住空間の広さと部屋の構造の調整、暖房、安全設備、騒音および火災の予

防、家事手伝い、家族全員の健康の保持と趣味の実現、気ばらし、経済条件など、寝たきり老人と家族との関係において、バランスを保つようには、試行錯誤のためにある期間を要するだろうが、終局的には、家族構成全員の迷惑、オーバーワークおよび失望感を最少なものにして、老人の世話に最大の能率をおさめるようにし、老人に充分満足をしてもらえる日々の生活体系が完成されなければ長く続くものではない。

5-3-2 家族の分業

寝たきり老人を介護する世帯において、家族全員によるそれぞれの任務の分担をきめることと、協同の精神が必要である。家族のうちのある一人（例えば、若い主婦）にすべての仕事をおしつけることは不公平であるだけでなく、崩壊をまねき、さらに家庭内でのすべての事態を複雑化させ、別の問題を発生させるだけである。極めて、厳密に各自の仕事の割当てを決めておかないと、ある種の任務は家族全員が負担するということになってしまふことがある。そして、皆がまごまごすることになる。ギブ・アンド・テークの方式によれば、最も重い負担がかかる仕事も案外に円満に処理出来ることになろう。

通常、嫁（若い息子の）または祖母（寝たきり老人が祖父であると仮定して）は家の処理について中心的位置を占める。寝たきり老人がいると、そのため家庭生活は複雑になるから、妻（嫁）および祖母に家の責任は重くのしかかってくる。仕事を、妻及び祖母の時間と、精力の範囲内にとどめておくことが肝要である。そのためには家の分担内容を組織的にきめることが何より大切である。

5-3-3 寝たきり老人の寝室

寝たきり老人を介護する家族構成員の歩く行動範囲をせばめることは、介護人の時間とエネルギーとを節約する上に大きな意味がある。従って寝たきり老人の部屋をどこにするかということは第一に考慮を払うべきである。自明のことであるが、老人の部屋は浴室と台所にできるだけ近い所にすべきである。

寝たきり老人の介護についての助言は経験のある者から広く与えてもらうと

よい。このことは老人にとっても、家族にとっても大いに助けとなるのである。何故なら、適切な取扱いをすることによって患者自身でしまつできることを患者が自力でやるようになるからである。

5-3-4 老人の寝室に備えるべき品々

医師及び看護婦は、患者にどんな品々が必要であるかをよく知っているので、一番よく教えてくれるはずである。今までの実際的経験から見て、老人の寝室には次のような品物が入用である。

- (1) ベッド・サイド・テーブル。これには老人が家族を呼べるように、ベルと老人の目に直射しない夜間用照明とを装置していること。
- (2) 差込み便器、洗面器、石ケン、その他の洗面化粧道具を入れておく物入れ。
- (3) 衣類、タオル、敷布を入れるタンス。
- (4) 使用済のティッシュペーパー類および廃物を入れるためのゴミカゴ。
- (5) (医師が絶対安静を指図しない患者の場合に)老人が座るための車付椅子ないし安楽椅子。

もしもハイ・ベッドにするように勧められた場合は、すべらない足台を用意しなければならない。老人が少しでも起き上がる場合は、ロウ・ベッド即ち通常の高さのベッドを用意した方がよい。

使用が簡単で、椅子の代用にもなる室内便器はその上にクッションを置くとよい。

以上のごとき飾りのない必需品以外に、楽しさを添えるための品々、例えば、来客用の椅子、絵画、観賞用植木等を備えつけたいところであるが、介護人が掃除しやすく、動きやすいように部屋を出来る限り乱雑でないようにしておく必要がある。しかし、部屋を乱雑にさせるか、老人に楽しみを与えている何かを片付けるか、このいずれかを取らなければならない場合は、乱雑にしておいても老人の楽しみになる場合はそのままにしておくことがよい。楽しい愉快さこそ、寝たきり老人にとって何よりも大切な薬である。

5-3-5 介護の基本

医学的治療及び看護の仕方は、勿論のことであるが、個々の老人にとって異なった仕方があるものである。

老人の食事、介護の必要度、老人自身及び老人の他の人に対する態度、その他の多くの要因によってそれぞれ違いがある。主婦（息子の嫁）は特定の事柄については医師の指導だけに従うものであり、老人を清潔にし、安楽にさせ、元気づけるためベストをつくすようにしなければならない。

5-3-6 注意深く観察すること

寝たきり老人の家庭介護では通常の関心以上の態度を老人に見せないようにすることが大切で、老人の病態が毎日どのような変化をしているか、いつもそっと注意していなくてはならない。病状が急に悪化したときはかかりつけの医師に即刻連絡すべきである。

食欲減退、不完全排泄、新たに疼痛を訴えたときや、異常排泄、初めての症候、顔色の変化、例外な衰弱、ないし機能低下といったことはすぐに注意しなければならない危険信号である。緊急事態がおこれば、主婦は医師の到着まで病人を安静かつ安楽にさせるよう精いっぱい努めることである。

5-3-7 浴室

寝たきり老人がベッドの中で体を清めなければならない場合は、医師もしくは看護婦にたずねるとよい。いかなる筋肉緊張（muscle toning）が有用であるかを十分に教えこまれている場合なら、入浴は患者にマッサージと運動をさせるよい機会を与えることになる。患者を入浴させている時にはいつも、圧迫によってできた赤い斑点、特に肘、腰、尾骶骨部等の骨の出張った部分の赤い斑点をさがすこと。これらをほおっておくと、床ずれになり、面倒なことになる。この斑点ができるということは、患者の寝た姿勢を何回も十分に変えさせていない結果である。床ずれの防止については医師ないし看護婦に相談をし、相談が

遅れて床ずれができた場合は、その治療法を相談すべきである。

5-3-8 食事

食事の好み、習慣および嗜好は個人的に変化があり、患者の年令によっても異なる。

指示された食事の範囲内で、見た目にも舌ざわりにおいても、出来るだけ食物に変化をもたせるよう努力すべきである。

老人および家族の両方にとってふさわしい食品を選択し、準備することにより、時間と労力と金銭の節約になる。例えば、患者がおかゆ（スープ）、新鮮な果物と野菜に、赤身と鶏肉を要求したとすれば、このような食事でも、少々変化を加えると、内容のゆたかな食事になれている家族にも、何の文句もなく付き合えるものが整えられるものである。

勿論、厳密な規定の食事を患者にとらせるよう指示されている場合は、このような融通はできない。

冷蔵庫の中に、患者用にだけ使用する食料品のすべて（冷蔵を要する医薬についても同様）を保存しておく特別な区画、ないし棚を設けておくのもよいアイデアである。

5-3-9 娯楽

ベッドに寝たきりの老人でも、人が少し手助けをすると、生活が楽しくでき、またラジオ、テレビ、ベッドのそばの電話は生活の範囲を広く保持するのに多くの働きをする。ベッドの頭部の板に装置した適当な照明、書見台（人によっては、自動ページめくり器を利用することがある）があると、読み書きはいくらでも楽しみながらつづけられる。失明老人なら、トーキング・ブックが使える。（地方の図書館ないし社会福祉協議会できけば、どこで入手できるか教えてくれる）。手の不自由な老人が字を書くためには特別製の鉛筆がある。

窓から戸外の巣箱が見えることは、ベッドに寝たきり老人に愉しみを与えてくれる。かつては、戸外で働いていたが、今は室内で寝ている老人に対しては、

盆栽という愉しみがある。

はた織り、編みもの、はめ絵遊びは老人専門のレクリエーション指導者がいる町では教えてくれるだろう。寝たきり老人に、いつまでも続く退屈な時間をまず減少させてあげるためにには、家族の人が手を貸してあげることであるのは確実である。老衰のはげしい人でも（子供用の本とか工芸によって）楽しめことが多い。まだその上に、老人にもできることで、老人もその仕事をエンジョイする仕事（例えばジアガイモの皮むき、くつ下の修繕等々）や家庭内の数多くの雑用があるはずである。

老人も一般の人々と同様に、交際をエンジョイしたがっている。家族全員が毎日わずかの時間を老人と共に過ごし、老人の昔の友達もきてくれるようになることを考えるとよい。

適切な設備、指導、老人自身の楽天性、家族の進取的な姿勢があるときは、見たところ孤立の老人でも、自分でできるだけのことをして独立しようとする。

5-3-10 気むづかしい老人

年令には無関係に、世話のかかる人間がいるように、骨の折れる老人がいる。その上、老人は大きな問題に悩まされている。かかる問題は、健康時においても、病気中においても考慮すべきことは、まったく当然である。

老人を扱って米国中で最も成功した民間老人ホームのある施設長は、ある訪問者から、65才から 104才までの百人以上の収容者が元気でいかにも朗らかな主たる理由を言ってもらいたいと質問された時は即座に、「老人を理解することである」と答えた。「理解と尊敬、そして老人を個人として本当に关心をもつことである」と。さらに付け加えて「もう一つは、賢明な商店主と顧客との関係のように配慮する（老人は男であれ女であれ、いつも正しい）ということである」と言った。老人は、いつも希望のある幻想に似た空想を抱くものである。

5-3-II 世話する人も楽しみをもつこと

家庭内の寝たきり老人が平素において、誰かつきそいを必要とする場合には、特定の一人の人がこの誰かにならないように心がけることが大切である。つきそいにまつわる仕事が、他の家族構成員あるいは手助けをしている知人にとって極めてむつかしいものになるようなときには、介護婦を見つけて、時々来てもらえるようにしておくとよい。そして、その日は家を出てしまって家事の一切をまかせてしまいなさい。日頃、介護する者にもこのような慰安強壮剤が必要であるし、長い歳月の間には老人にとっても、より良い看護をしてあげることができるのである。